

近畿ブロック発注者協議会（第4回）

日時：平成23年8月29日（月）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1別館2F大会議室

議 事 次 第

I. 開 会

II. 挨拶

III. 議 事

1. ブロック協議会の経緯と取り組み . . .【資料-1】
2. 公共工事の品質確保向上に向けた取り組み . . .【資料-2】
 - (1) 工事における総合評価方式の導入・拡大と対策について
 - (2) 低入札対策について
 - (3) 建設産業の再生と発展のための方策2011とその対応について
 - (4) 建設産業の再生と発展のための方策2011を踏まえた発注者協議会としての検討事項について
3. 業務における総合評価方式について . . .【資料-3】
4. その他 . . .【資料-4】
 - ・平成22年度総合評価方式実施結果
 - ・阪神高速道路(株)での工事円滑化等の取り組みについて

IV. 閉会

1. ブロック協議会の経緯と取り組み

- (1) ブロック協議会の設立趣旨について
- (2) これまでの経緯について
- (3) 取り組み概要について



平成23年8月29日

近畿地方整備局



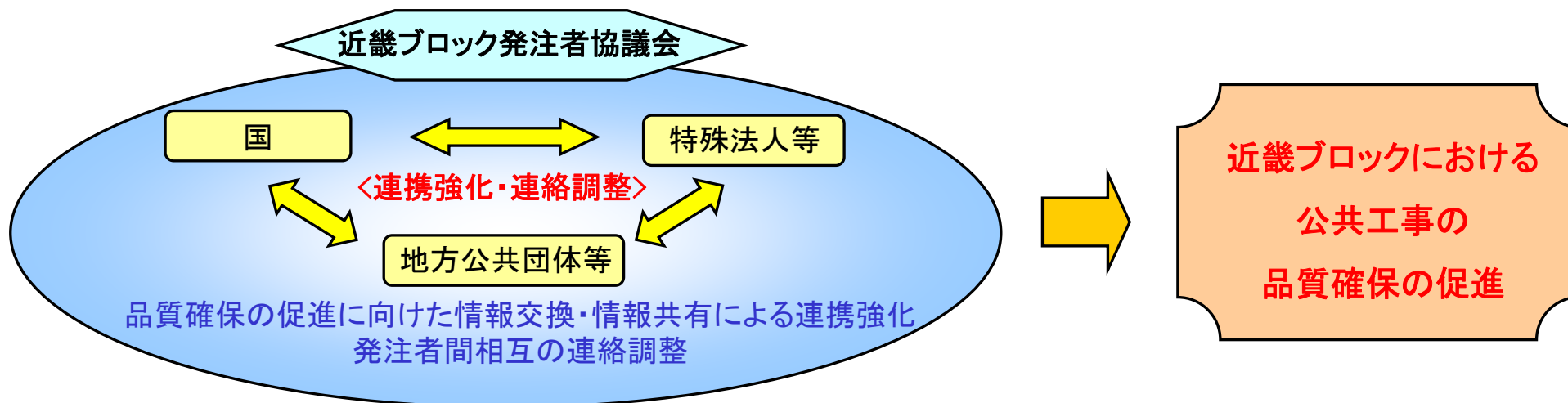
(1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されており、平成20年11月13日に第1回発注者協議会を設置・開催に至った。

発注者協議会の役割





(1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

■国の地方支分局【 14機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所

■地方公共団体【 25機関 】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、※各府県代表市町村(福井市、池田町、大津市、愛荘町、**長岡京市**、井手町、**泉南市**、能勢町、たつの市、**多可町**、**橿原市**、**斑鳩町**、紀の川市、有田川町) ※平成23年8月20日時点で、各府県市町村会長自治体による構成

■特殊法人等の支社等【 18機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、関西国際空港(株)、(独)空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、(独)万国博覧会記念機構、(独)水資源開発機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

全 57機関

連携

各府県地域発注者協議会



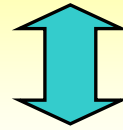
(1)ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会

全 57機関



幹事会

連携

各府県ブロック協議会

- ・すべての市町村(近畿ブロックで215市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・新たに協議会を設置あるいは既存の協議会等を活用するなど各ブロック独自で設置
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



(2)これまでの経緯





(3) 取り組みの概要

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関して不正を排除し、手続きの透明性・客観性、競争性の向上を図る。(地方自治法令上一般競争入札が原則)

2. 総合評価方式の導入・拡大

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約によって確保されなければならない。(品確法)

3. ダumping受注の防止の徹底等

ダumping受注においては、つぎの弊害が想定されることから排除を徹底すること。

- いわゆるダumping受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねない。
- 公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。
- 施工監督の強化等行政コストの増大を招く。

4. 予定価格等の公表の適正化

地方自治体では、法令上の制約がないことから事前公表が可能であるが、次のような弊害が想定されるため事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。

- 事前公表の価格が目安となって適正な競争が行われにくくなる。
- 建設業者の見積もり努力を損なわせる
- 談合が一層容易に行われる可能性がある。

※公共工事の入札及び契約の適正化の推進について
(平成20年3月31日)総行第38号・国総入企第35号による



公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

・発注工事名・時期等を公表（見通しに変更された場合も公表）

(2) 入札・契約に係る情報の公表

・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額 等

(3) 施工体制の適正化

・丸投げの全面的禁止
 ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
 ・発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

各発注者が取り組むべきガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

(2) 主な内容

- ①第三者機関によるチェック
- ②苦情処理の方策
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争・指名競争の適切な実施）
- ④工事の施工状況の評価
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育

建設業者に対する指導 等

「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取り組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

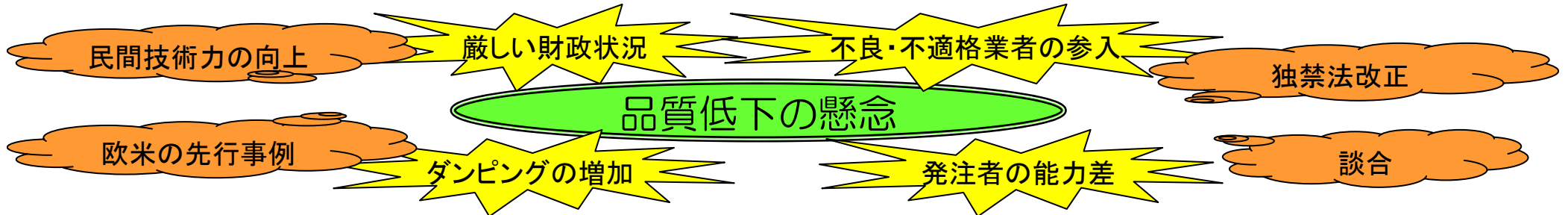


(3) 取り組みの概要

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

公共工事の品質確保の促進に関する法律

〈法律の背景〉



〈法律の目的〉 公共工事の品質確保

公共工事の品質確保に関する
基本理念および発注者の
責務の明確化

施策

- ・公共工事の品質は、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めることを規定

「価格競争」から
「価格と品質で総合的に
優れた調達」への転換

施策

- ・工事の経験等、技術能力に関する事項を審査
- ・民間へ技術提案を求め、これを適切に審査・評価し、価格と技術提案の内容を総合的に評価

発注者をサポートする 仕
組みの明確化

施策

- ・外部支援の活用による発注者支援

法律の施行後3年を経過した段階(19年度末)で、施行状況等について検討を加え、所要の措置を講じる



(3) 取り組みの概要

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

- ①品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底した上で、以下の施策を推進。
 - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業へのしわ寄せ防止

1) 国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

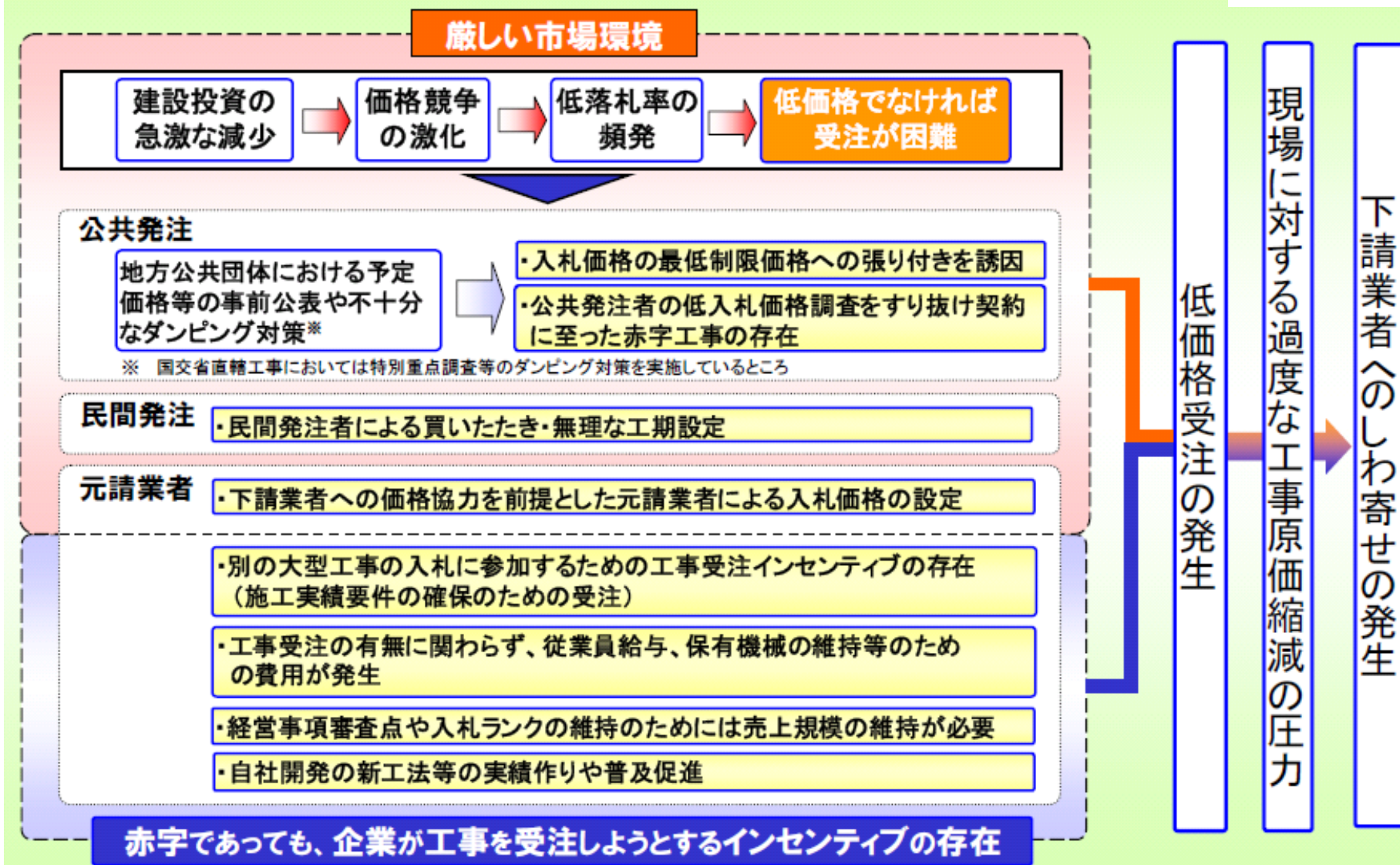
- ①低入札価格調査の対象となった工事等について問題となる行為が認められた場合には公正取引委員会により厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報共有のための体制整備

- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。



低価格受注段階における下請業者へのしわ寄せの発生





(3) 取り組みの概要

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4~H20.3 S62モデル

【範囲】

予定価格の2/3~85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4~H21.3 H20モデル

【範囲】

予定価格の2/3~85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4~H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】

予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

H23.4~ 新公契連モデル

【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。



1. 総合評価方式の導入・拡大

◆ 取り組み

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

◆ 目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%(累計)
- ②市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:50%(単年度)【新たな目標】
- ③府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%

2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

◆ 取り組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等

◆ 目標

- ①予定価格等の事後公表への移行促進

2. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

- (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について
- (2) 低入札対策について
- (3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」とその対応について
- (4) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」を踏まえた

発注者協議会としての検討事項について



平成23年8月29日

近畿ブロック発注者協議会



(1) 総合評価方式の導入 ・拡大と対策について



■ 総合評価方式の実施状況(府県・政令市)

◇平成22年度末(平成23年3月末時点)の近畿各府県における工事発注件数に占める総合評価導入率は11%弱であり、平成23年度の実施予定は約13%強である。また、昨年度の協議会目標値(20%以上)を達成した府県政令市は、1機関に留まっている。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

◆全体的に政令市の導入率低迷が課題であり、更なる導入拡大が必要である。

府県別総合評価方式実施状況：発注件数ベース（近畿）

H23.5末時点

地整	都道府県名	平成22年度 総合評価方式 実施件数	平成22年度 工事発注件数※	総合評価 実施率	平成22年度 総合評価導入率 協議会目標に対する実施率		平成23年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成23年度 工事発注件数 ※ (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	目標値	実施率	A	B	A/B
近畿	福井県	195件	1642件	11.9%	20%以上	59.0%	190件	1640件	11.6%
	滋賀県	51件	1403件	3.6%		18.0%	59件	650件	9.1%
	京都府	217件	1119件	19.4%		97.0%	250件	1100件	22.7%
	大阪府	90件	1520件	5.9%		30.0%	95件	888件	10.7%
	兵庫県	208件	1803件	11.5%		58.0%	119件	1500件	7.9%
	奈良県	226件	1321件	17.1%		86.0%	240件	1300件	18.5%
	和歌山県	517件	2068件	25.0%		125.0%	500件	2000件	25.0%
	府県小計	1504件	10876件	13.8%		69.0%	1453件	9078件	16.0%
	京都市	42件	534件	7.9%		39.0%	64件	470件	13.6%
	大阪市	2件	1635件	0.1%		1.0%	2件	1199件	0.2%
	堺市	18件	409件	4.4%		22.0%	26件	400件	6.5%
	神戸市	31件	1201件	2.6%		13.0%	30件	800件	3.8%
	政令市小計	93件	3779件	2.5%		12.0%	122件	2869件	4.3%
	近畿合計	1597件	14655件	10.9%		54.0%	1575件	11947件	13.2%

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする



■ 総合評価方式の実施状況(府県・政令市) 発注金額ベース

◇平成22年度末時点の近畿各府県における工事発注金額ベースに占める総合評価導入率は約31%であり、件数ベースと比較し金額ベースでの導入率は約3倍となっている。また平成23年度は、昨年度と比較し約1.6倍以上増加予定となり大幅な増加となっているが、更なる導入拡大が必要である。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

府県別総合評価方式実施状況：発注金額ベース（近畿）

H23.5末時点
単位：億円

地整	都道府県名	平成22年度 総合評価方式 に係る金額	平成22年度 工事発注金額※	総合評価 実施率	平成23年度 総合評価方式 に係る金額 (予定)	平成23年度 工事発注金額 ※ (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	A	B	A/B
近畿	福井県	148	379	39%	140	379	36.9%
	滋賀県	101	549	18.4%	180	420	42.9%
	京都府	100	424	23.6%	91	402	22.6%
	大阪府	293	687	42.6%	767	1092	70.2%
	兵庫県	386	897	43.0%	288	726	39.7%
	奈良県	200	312	64.1%	239	310	77.1%
	和歌山県	369	521	70.8%	370	530	69.8%
	府県小計	1,597	3,769	42.4%	2,075	3,859	53.8%
	京都市	52	136	38.2%	129	183	70.5%
	大阪市	17	1,001	1.7%	16	未定	
	堺市	31	177	17.5%	70	177	39.5%
	神戸市	103	642	16.0%	100	430	23.3%
	政令市小計	203	1,956	10.4%	(※2) 299	(※2) 790	37.8%
	近畿合計	1,800	5,725	31.4%	2,374	4,649	51.1%

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

(※2) 大阪市は除く



■ 総合評価方式の導入状況(市町村)【累計】

- ◇過年度実施を含む累計導入率は、70%(平成23年3月末)である。
なお、平成23年5月末での実施見込みは、71%となる。
- ◇平成22年度市町村における総合評価方式の目標導入率(80%以上)に対し、達成した府県は4県であった。
傾向としては、従来から地方部の導入率が高く、都市部の導入率が低い傾向にある。
- ◆今後は、継続的に実施していくことが重要である。

政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

H23. 5末時点

地整	都道府県名	平成21年度			平成22年度			平成22年度実施結果		平成23年度見込み(5月末時点)		
		都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入区市町村数 (B)	総合評価 導入割合 (C = B / A) ※	都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入区市町村数 (B)	総合評価 導入割合 (C = B / A) ※	平成22年度 協議会 目標導入率	協議会目標に 対する実施率	都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入区市町村数 (B)	総合評価 導入割合 (C = B / A) ※
近畿	福井県	17	16	94%	17	16	94%	80%以上	118%	17	16	94%
	滋賀県★	26	22	85%	19	18	95%		119%	19	18	95%
	京都府	26	8	31%	26	8	31%		39%	26	9	35%
	大阪府	43	12	28%	43	15	35%		44%	43	16	37%
	兵庫県	41	29	71%	41	29	71%		89%	41	29	71%
	奈良県	39	35	90%	39	35	90%		113%	39	35	90%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%		125%	30	30	100%
近畿管内	222	152	68%	215	151	70%	80%以上	88%	215	153	71%	

★市町村合併による区市町村数変更



■ 総合評価方式の導入状況(市町村)【単年度】

◇平成22年度近畿地方の市町村(7府県計:215市町村)における総合評価の実施率は平成22年度末(平成23年3月末)で37%(80市町村)となっている。また、平成23年5月末での実施見込みは45%で平成22年度を上回る実施予定となっているが、全体的に導入率の横ばい状態が続いている状況であり、継続的な実施が課題である。

◇特徴としては、従来から地方部の導入率が高く、都市部の導入率が低い傾向にある。

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況

H23.5月末現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

地整	都道府県名	平成20年度	平成21年度		平成22年度			平成23年度見込み(5月末時点)			
		(参考)区市町村総合評価導入割合	都道府県内区市町村数(A)	うち総合評価導入区市町村数(B)	区市町村総合評価導入割合(C=B/A)	都道府県内区市町村数(A)	うち総合評価導入区市町村数(B)	区市町村総合評価導入割合(C=B/A)	都道府県内区市町村数(A)	うち総合評価導入区市町村数(B)	区市町村総合評価導入割合(C=B/A)
近畿	福井県	65%	17	8	47%	17	7	41%	17	7	41%
	滋賀県★	73%	26	11	42%	19	10	53%	19	11	58%
	京都府	23%	26	6	23%	26	5	19%	26	7	27%
	大阪府	19%	43	10	23%	43	10	23%	43	10	23%
	兵庫県	44%	41	19	46%	41	15	37%	41	17	41%
	奈良県	77%	39	29	74%	39	23	59%	39	28	72%
	和歌山県	77%	30	16	53%	30	10	33%	30	17	57%
近畿管内	52%	222	99	45%	215	80	37%	215	97	45%	

★市町村合併による市町村数の変更



■ 第6回幹事会での報告・意見

1. 総合評価落札方式の実施状況等

- 特別簡易型においては、工事内容に応じた施工能力の評価が出来ないため、今後は重要構造物や技術的配慮、施工上配慮を要する工事を対象に簡易型にて実施する。結果的に導入率が下がっている。

2. 指定テーマ事例集の意見

- 区分、テーマ毎に整理されたので、活用していきたい。
- データベース化してほしい。

3. 低入札対策についての実施状況等

- 調査基準価格は独自モデルで、算定式を改善している。
- 平成23年度も事後公表の拡大を図る
- 事前公表しているが、5千万以下の工事では、施工体制確認調査を実施。5千万以上(総合評価)では、資格判断基準を実施。過去2年間の工事成績評定で、一定点を下回ると入札参加資格を制限している。平成21年度以降は低入札工事はない。



① 指定テーマ事例集の作成

市町村等の総合評価方式に活用するべく河川工事・道路工事などを対象に、総合評価方式の指定テーマと設定理由などを盛り込んだ事例集を作成(別冊参照)。

② 講習会等の開催

- ・ 公共工事の品質確保向上を目的とした総合評価方式の導入やダンピング契約などについて、7月29日に国・府県連携による講習会を実施。
- ・ また、総合評価方式を主体とした「総合評価制度」研修を新たに実施する。本研修を含め平成23年度は、管内研修の内、15コース(70名強)の受け入れを実施する。

③ 審査会等における職員交流の推進

府県における技術審査会等への国職員の派遣、市町村における技術審査会等への府県職員の派遣を更に進める。



② 講習会等の開催(「総合評価落札方式に関する技術評価」講習会)

講習会実施内容

■日時:平成23年7月29日(金)10:00~17:00

■会場:大阪合同庁舎第一号館 第1別館 2F大会議室

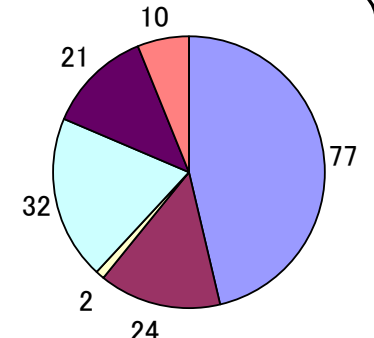
■主催:近畿ブロック発注者協議会

■プログラム

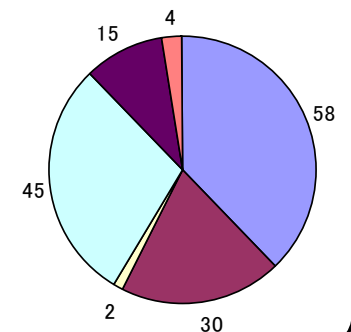
1. 挨拶 (近畿地方整備局大塚企画部長)
2. 公共工事の品質確保対策について
(近畿地方整備局 企画部 山本技術調整管理官)
3. 総合評価落札方式の概要について
(近畿地方整備局 企画部 大西技術開発調整官)
4. 入札契約から検査まで
(近畿地方整備局 企画部 和佐技術管理課長)
5. 技術提案書の求め方と評価(河川編)について
(近畿地方整備局 河川部 下野河川工事課長)
6. 技術提案書の求め方と評価(道路編)について
(近畿地方整備局 道路部 藤田特定道路事業対策官)
7. 和歌山県における取り組み事例紹介
(和歌山県 県土整備部 技術調査課 上山主査)

アンケート結果 (一部抜粋)

総合評価落札方式の導入・拡大に対する課題は？



総合評価落札方式の導入・拡大に対する改善策は？



総合評価落札方式を導入拡大するために、国・府県からの支援・要望について(主な意見)

- ・学識経験者からの意見聴取支援
- ・特別簡易型、簡易型など小規模工事についての事例集の作成
- ・事務処理の簡素化



(当日参加者 101名)



② 講習会等の開催(H23年度管内研修への自治体等受入予定)

平成23年度は管内研修のうち、15コース(70名強)について受け入れを実施する予定。

平成23年度 機関別・研修コース別希望人数

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	神戸市	堺市	福井市	大津市	尼崎市	たつの市	亀岡市	本四高速	阪神高速	水資源機構	合計	受け入れ枠	備考
道路管理		1							1		1		1		1					5	5	
検査技術	1					1	1		1	3										7	5	
施工監督						1	1		1		1			1						5	5	
橋梁技術			1				1	1	1		1		1							6	5	
総合評価制度	1	1			1	1	1	1		1										7	10	
地域づくり									1		1									2	5	
ダム・砂防							1													1	5	
環境技術			1					1												2	5	
港湾事務・技術者					1		1			1										3	3	
新工法・情報化施工		1					1	1		1						1				5	5	
電気通信技術(初級)	1						1											1	1	4	3	
河川管理																			1	1	5	
河川技術(上級)									1											1	5	
構造物設計			1	1			1		1	2	1			1						8	5	
施工監督(上級)		1					1					1								3	5	
合計	3	4	3	1	2	3	10	4	7	8	5	1	2	2	1	1	0	1	2	60	76	



(2) 低入札対策について



○低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】

予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】

予定価格の2/3～85%

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

H23.4～ 新公契連モデル

【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

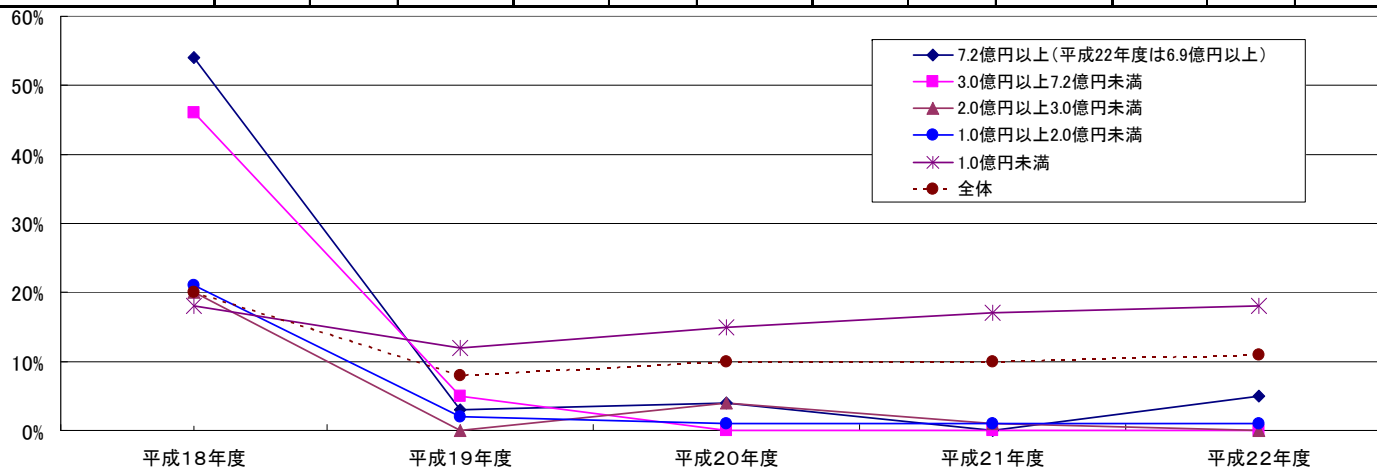
直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.80		
一般管理費等 × 0.30		

※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。

○近畿地方整備局における発注件数に占める低入札の状況(H18年度～H22年度) (※港湾空港部除く)

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度						
	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数	低入札件数(%)	全体件数					
7.2億円以上(平成22年度は6.9億円以上)	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	73	0	0%	30	1	5%	19
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	61	0	0%	41	0	0%	40
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169	1	1%	141	0	0%	135
1.0億円以上 2.0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	282	4	1%	291	1	1%	205
1.0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	751	120	17%	721	114	18%	625
(0.6億円未満)										(114)	(22%)	(527)	(110)	(25%)	(444)
計	257	20%	1,299	99	8%	1,251	129	10%	1,336	125	10%	1,224	116	11%	1,024



「施工体制確認型総合評価落札方式」の採用により、平成19年度以降、全体件数に占める低入札の割合は減少し、その後ほぼ横ばいであるが、施工体制確認型が適用されない1億円未満では、増加傾向であった。平成21年度から施工体制確認型の適用を予定価格6千万円以上の全工事に引き下げた結果、6千万円以上1億円未満では2%～3%程度で(平成21～22年度)推移しており、適用外である6千万円未満においては22%～25%(平成21～22年度)と依然高い状況となっている。

○府県・政令市・西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)における発注件数に占める低入札の状況(H22年度)

	平成22年度工事発注件数 (予定価格250万円以上)	低入札価格調査基準価格を設定した案件 (予定価格250万円以上)			数値的失格 判断基準の 有無	最低制限価格を 設定した案件数 (予定価格250万 円以上)
		総案件数 (A)	低入札件数 (B)	(B) / (A)		
福井県	1642	12	9	75%	有	1630
		2億円超				
滋賀県	1403	51	8	16%	有	1352
		総合評価方式工事 (1億円以上の全て1億円未満の一部)				
京都府	1119	54	39	72%	無	1065
		1億円以上				
大阪府	1520	173	68	39%	有	1,347
		土木一式 1.8億円以上 建築一式 3.5億円以上				
兵庫県	1803	9	8	89%	有	1794
		5億円以上				
奈良県	1321	103	0	0	無	1218
		5,000万円以上				
和歌山県	2068	49	29	59%	無	2019
		1億円以上				

	平成22年度工事発注件数 (予定価格250万円以上)	低入札価格調査基準価格を設定した案件 (予定価格250万円以上)			数値的失格 判断基準の 有無	最低制限価格を 設定した案件数 (予定価格250万 円以上)
		総案件数 (A)	低入札件数 (B)	(B) / (A)		
京都市	534	76	9	12%	無	458
		5,000万円超				
大阪市	1635	64	56	88%	有	1571
		3億円以上				
堺市	409	101	88	87%	有	301
		6,000万円以上				
神戸市	1201	42	31	74%	有	1096
		予定価格5億円以上or総合評価適用案件				
府県政令市 (合計)	14655	734	345	47%		13851
西日本高速道路(株) 関西支社	123	91	7	8%	有	53
		予定価格250万円以上 <small>(250万円以上1100協定基準額未満工事の内、土木・舗装等15工種は最低基準価格を適用)</small>				
阪神高速道路(株)	65 (随意契約4件含む)	61	9	15%	無	0
		予定価格(契約制限価格) 1,000万円超				

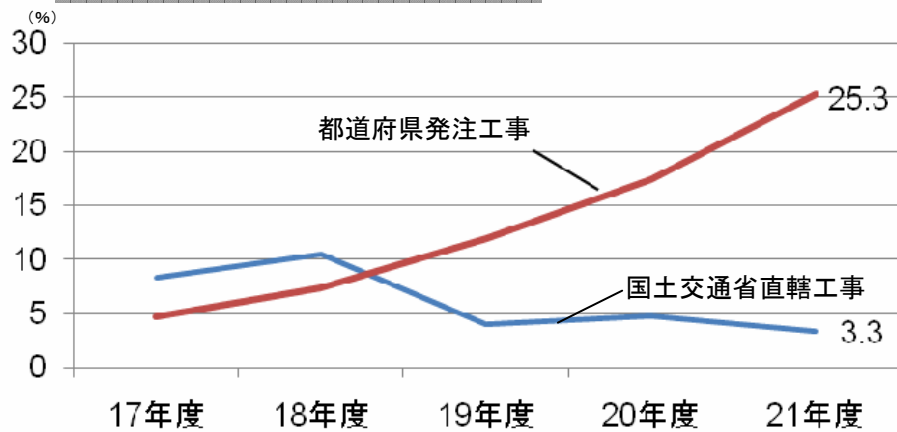


(2)低入札対策について

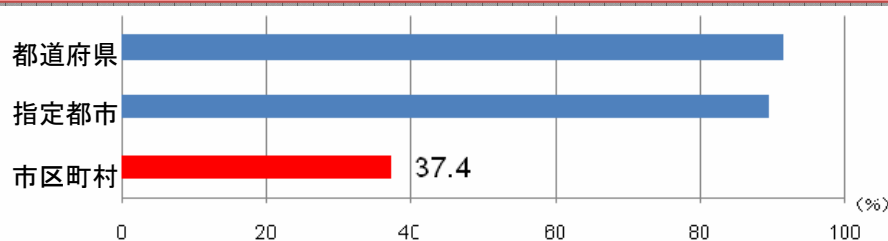
近畿ブロック発注者協議会(第4回)

○全国の低価格入札の発生率、低入札価格調査基準価格(国並み水準以上)の状況

低価格入札の発生率



低入札価格調査基準価格
(国並み水準以上に設定している自治体の割合)



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日閣議決定)
《抜粋》

(2)適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止に関すること

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るものとする…

低入札価格調査制度は、…適宜、**調査基準価格を見直す**とともに、…一定の価格を下回る入札を失格とする価格による**失格基準を積極的に導入・活用する**とともに、**その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ**、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■ 低入札対策の実施状況(府県)

H23.5末時点

都道府県名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
福井県	5億円以上の工事で導入(H22.4~)	2億円超	旧公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事で導入	総合評価方式工事(1億円以上の全て、および1億円未満の一部)	非公表	左記以外	非公表	事後	非公表	非公表
京都府	今後検討	1億円以上	旧公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式1.8億円以上 建築一式3.5億円以上	独自モデル [設定範囲] 予定価格の予定価格の70%~85% [算定式] ①+②+③+④の合計額 ①直接工事費×100% ②共通仮設費×100% ③現場管理費×40% ④一般管理費等×20%	左記以外	調査基準価格と同様	事前 今後、事後公表を試行拡大	事後(試行) 一部案件は事前	事後(試行) 一部案件は事前
兵庫県	WTO対象工事で導入	5億円以上	旧公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
奈良県	7億円以上の工事で導入	5,000万円以上	新公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
和歌山県	WTO対象工事で導入	1億円以上	新公契連モデル (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05 ※H23.7.1公告分の建設工事から適用	左記以外	(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05 ※H23.7.1公告分の建設工事から適用	事後 【1億円未満事前】	事後	事後

■ 低入札対策の実施状況(政令市)

H23. 5末時点

都道府県名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
京都市	4億円以上の市議会 案件	5,000万円超	新公契連モデル	5,000万円以下	調査基準価格と同じ	事前	事前	事前
大阪市	検討中	23億円以上	旧公契連モデル(H21.4 公契連モデル)	23億円未満	調査基準価格と同じ	事前	事後	事後
堺市	検討中	6,000万円以上	旧公契連モデル(H21.4 公契連モデル)	250万円超6,000万 円未満	(直接工事費×0.95+ 共通仮設費×0.9+現 場管理費×0.7+一般 管理費×0.3)-α ただし、下限は予定価 格の75%、上限は予定 価格の90% (α=0円~20,000円 の範囲内で無作為に抽 出した金額)	事前 (総合評価落札方式 対象案件は事後)	事後	事後
神戸市	研究中	予定価格5億円以上 or総合評価適用案件	旧公契連モデル(H21.4 公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同じ	原則事前 (一部案件で事後公 表を試行)	事後	事後

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ①

H23.5末時点 “×”：未導入
“-”：非公表

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
国土交通省 近畿運輸局	未定	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	原則事後	非公表	-
国土交通省 大阪航空局	23年度より6.9億円を超える土木 工事(維持工事除く)及び建築工 事を対象に試行	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	事後	事後	-
海上保安庁 第五管区海上保安本部	他発注機関の動向を踏まえ今後 検討	予定価格1,000万円以上	H23.4～新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
海上保安庁 第八管区海上保安本部	他発注機関の動向を踏まえ今後 検討	予定価格1,000万円以上	H23.4～新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
農林水産省 近畿農政局	予定価格2億円以上は入札ポ ンドを適用。 (H22年10月1日以降に入札手 続きを開始する工事請負契約か ら適用。平成22年度2件実施)	予定価格が1,000万円以上 の工事	調査基準価格算定式＝ (①直接工事費*0.95＋② 共 通仮設費*0.9＋③ 現場管理 費*0.8＋④ 一般管理費*0.3) *1.05 ただし、上記の額が予定価格 *0.9を超える場合は、予定価 格*0.9とし、予定価格*0.7に満 たない場合は、予定価格*0.7 とする。	-	-	事後	事後	-
林野庁 近畿中国森林管理局	未定	予定価格1,000万円を超 える工事	通達による。	該当なし	該当なし	事後	事後	該当なし
防衛省 近畿中部防衛局	一式工事5億以上その他工事3 億以上	予定価格1,000万円以上	本省通達による	-	-	事後	事後	-
警察庁 近畿管区警察局	未定	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	事後	事後	-
財務省 近畿財務局	未定	予定価格が1,000万円を超 えるもの	財務省通達による (平成21年4月中央公契連モ デル)	なし	なし	事後	事後	なし
財務省 大阪国税局	-	予定価格が1,000万円を超 えるもの (予決令85条)	財務省通達による (平成21年4月中央公契連モ デル)	-	-	事後	非公表	-



(2) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ②

H23.5末時点
 “×”：未導入
 “-”：非公表

機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
経済産業省 近畿経済産業局	-	-	-	-	-	-	-	-
環境省 近畿地方環境事務所	-	予定価格1,000万円を超える工事	通達による。	×	×	事後	事後	×
最高裁判所 大阪高等裁判所	導入済み	予定価格1,000万円を超える工事	公契連モデル	-	-	事後	事後	-
福井市	未定	未導入 (平成20年10月廃止)	-	設計額130万円以上	建築一式:設計金額の82~85% 建築一式以外:設計金額の80~83% いずれもコンピューターによるランダム設定 入札後、開札直前に設定する	事後	-	事後
池田町	×	×	×	×	×	-	×	×
大津市	×	×	×	設計金額130万円以上	新公契連モデル	事前	×	事後
愛荘町	今後検討	-	-	全件	非公表	事前、事後の併用	-	非公表
長岡京市	導入予定なし	一般競争入札(土木:1億5千万円以上、建築:3億円以上)	予定価格の10分の8.5を上限として案件ごとに定める	予定価格500万円以上	変動制(入札参加者5者以下の場合:全者平均の85%、6者以上の場合:最高と最低を除いた者の平均の85%)	事前	事前	事後
井手町	導入予定なし	5,000万円以上	独自モデルを採用	左記以外の工事	-	事前	事前	-
泉南市	導入予定なし	×	×	設計金額130万円以上	非公表	事後	×	事前
能勢町	-	-	-	設計金額5,000万円以上	調査基準価格(旧公契連モデル(H20.6))と同様	事前	-	事前



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ③

“×”：未導入
“-”：非公表

H23.5末時点

機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
たつの市	未定	予定価格15,000万円以上	旧公契連モデル(H21.4)	設計額130万円以上	旧公契連モデル(H21.4)	事前	事後	事後
多可町	未定	予定価格1億円以上	H23.4~新公契連モデル	全件	新公契連モデル	事後	事後	事後
橿原市	-	-	-	入札に付する全件	旧公契連モデル(H21.4)により、最低制限基準金額を算定し、くじにより94.00%~97.99%を乗じた額	設計金額を事前公表し、予定価格は、くじにより94.00%~97.99%を乗じた額 予定価格を事後公表	-	最低制限基準金額を事前公表 最低制限価格を事後公表
斑鳩町	導入予定なし	すべての建設工事	新公契連モデル	×	×	事前	事前	×
紀の川市	検討中	×	×	全件	-	-	×	-
有田川町	×	×	×	建設工事	調査基準価格に準ずる	事前	非公表	事前
西日本高速道路株式会社 関西支社	-	予定価格250万円以上	旧公契連モデル(H21.4モデル)	250万円以上WTO協定基準額未満の工事のうち土木・舗装・橋梁等(15工種)に適用。 ※ 交通情報設備等(11工種)の工事費に占める工場製作費の割合が高い工事は適用外。	単価表合計金額(直接工事費+共通仮設費の一部)	事後	事後	事後
本州四国連絡高速道路株式会社	-	予定価格1,000万円以上	旧公契連モデル(H21.4モデル)	-	-	事後	事後	-
阪神高速道路株式会社	検討中	予定価格(契約制限価格)1,000万円超	新公契連モデル(H23.04モデル)	×	×	事後	事後	×
関西国際空港株式会社	他発注機関の動向を踏まえ今後検討	契約見込価格が3,000万円以上の競争契約	設定範囲2/3~7.5/10	-	-	事後	非公表	非採用

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)④

“×”：未導入

H23.5末時点

“-”：非公表

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部	他発注者の動向を踏まえて検討	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 京都国立博物館	今後検討	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	×	×	事後	事後	×
独立行政法人 奈良国立博物館	-	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	×	×	事後	事後	×
独立行政法人 京都国立近代美術館	-	予定価格1,000万円を超える 工事	非公表	予定価格1,000万円を超 える工事	非公表	非公表	非公表	非公表
独立行政法人 国立国際美術館	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
独立行政法人 国立文化財機構奈良文化財 研究所	今後検討	予定価格1,000万円超	新公契連モデル	×	×	事後	事後	×
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援 機構鉄道建設本部 大阪支社	×	予定価格250万円を超える 工事	H23.4~新公契連モデル	×	×	事後	事後	×
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援 機構国鉄清算事業 西日本支社	-	予定価格250万円を超える 工事	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	-	予定価格1,000万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮 設費×0.9+現場管理費×0.8 +一般管理費×0.3)×1.05	-	-	事後	事後	-



(2) 低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村) ⑤

“×”：未導入
“-”：非公表

H23.5末時点

機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	-	予定価格1,000万円以上	低入札調査基準価格算定方式	-	国の基準に準拠	事後	事後	事後
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	今後検討	予定価格1,000万円以上	非公表	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	今後検討	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 水資源機構 関西支社	予定価格が2億円以上で本社契約となる工事	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	×	-	事後	事後	×
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所	-	予定価格1,000万円以上	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3(土木) (直接工事費-現場管理費相当額)×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+現場管理費相当額)×0.7+一般管理費×0.3(建築) 機器費×0.88+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+据付間接費+設計技術費)×0.7+一般管理費×0.3(機械・電気)	-	-	原則事後	原則事後	-



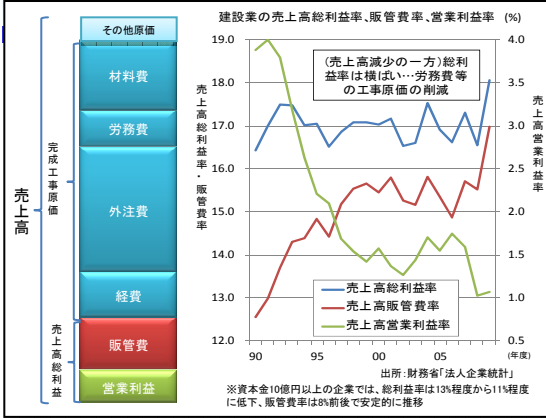
(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について



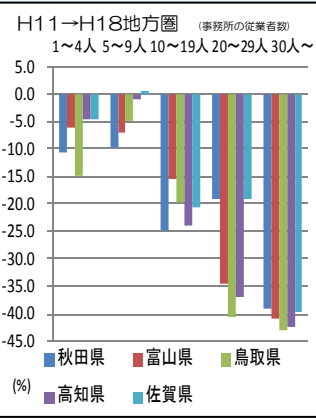
建設産業の再生と発展のための方策2011(概要)

H23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議取りまとめ

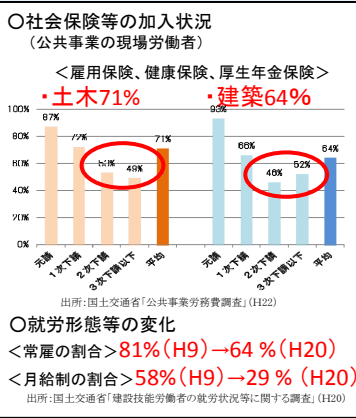
○経営環境の変化



○事業所数の減少率



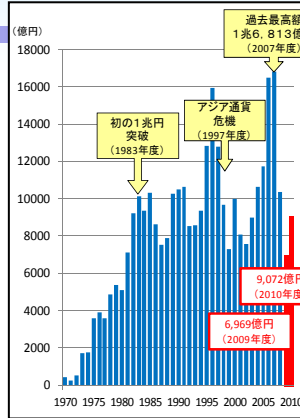
○社会保険の加入状況等



○技術者の数等

イギリス	データベースに蓄積	約160万人 (技能者等含む)
韓国	データベースに蓄積	約55万人
日本	監視技術者資格者証保有者	約67万人
	※技術者(監視技術者・主任技術者)	※約120万人(推計)

○海外受注の実績



○過剰供給構造

	S55年度	H4年度	H22年度
建設投資額	50兆円(100)	84兆円(141)	41兆円(66)
許可業者数	50万社(1.0)	53万社(1.1)	50万社(1.0)
建設業就業者数	548万人(1.0)	619万人(1.1)	498万人(0.9)

※建設投資額の欄の()内はデフレーターを加味した数値

課題1 地域社会の維持

○ 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

対策1 地域維持型の契約方式の導入

○ 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入

※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

課題2 技能労働者の雇用環境の改善

○ 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等

○ 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機

○ 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

○ 行政、元請、下請による一体的な取組

<行政> 保険加入状況の確認強化、指導

<元請> 下請指導責任の明確化

<下請> 保険加入の徹底

課題3 技術者の育成と適正配置

○ 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成

○ 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響

○ 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

○ 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底

○ 業種区分の点検と見直し

課題5 海外市場への積極的進出

○ 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

○ 契約・リスク管理の強化

○ 情報収集・提供、人材育成の強化等

○ 投資協定の活用

課題6 過剰供給構造の是正

○ 企業数としては過剰

○ 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

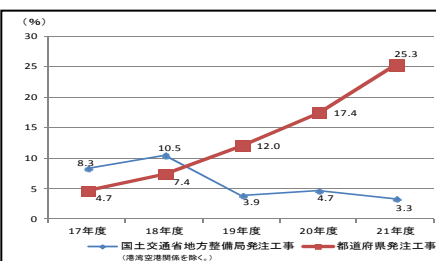
対策6 不良不適格業者の排除

○ 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底(再掲)

○ 建設企業としての欠格要件の強化

○ 都道府県との連携強化

○低価格入札の発生率



課題4 公共調達市場と受発注者関係

○ 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響

○ 参加者多数の入札で受発注者の事務負担増

対策4 入札契約制度改革の推進

○ 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化

○ 段階選抜方式の活用推進

○ 地域企業の適切な活用

○ 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

課題7 東日本大震災

○ 迅速かつ円滑な復旧・復興

○ 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性

○ 被災地と原産地域の企業の支援

対策7 震災を受けた特別の対応

○ 建設企業の役割を發揮させるための行政による支援等

○ 地域企業と地域外企業の適切な活用

○ 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等



課題 1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足



対策 1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入

※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

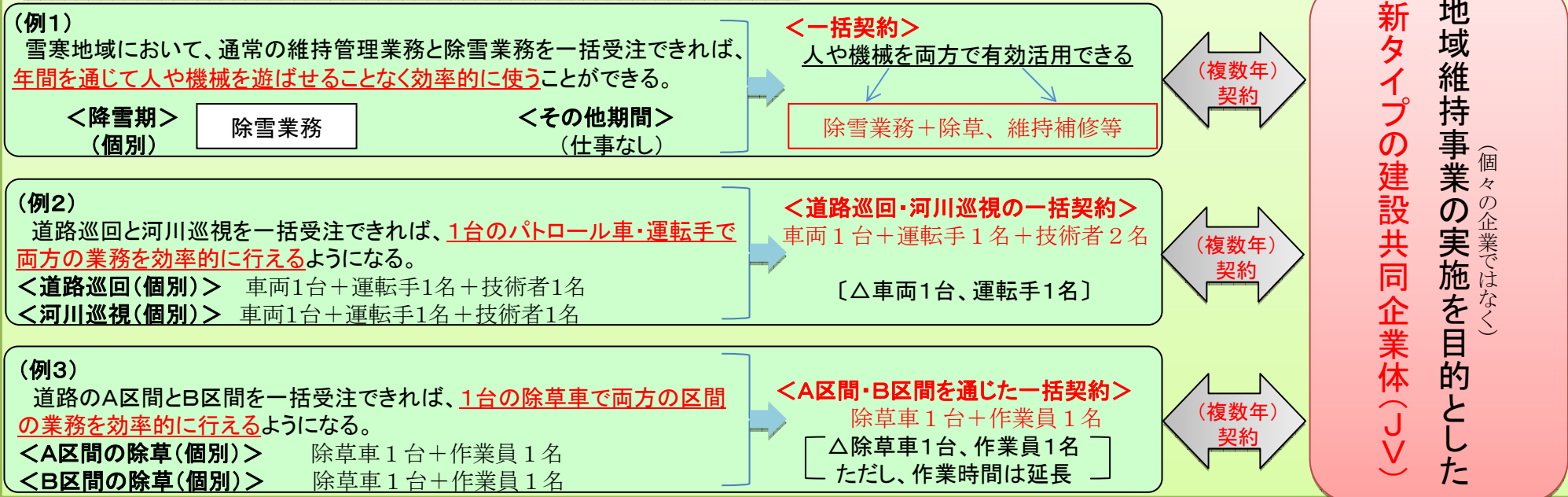


■ 地域維持型の契約方式

課題を踏まえた対応の方向性

- ① 地域維持事業[※]に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。 ※災害対応、除雪、インフラの維持管理
- ② 地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。
(例えば、一括契約、複数年契約、地域精通度の高い建設企業(地域維持型の建設共同企業体等)との契約等)
- ③ 契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う。

一括契約のイメージ例



目指すべき姿

地域社会の維持、災害対応空白地帯の発生防止



(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■地域維持事業を包括的に契約している都道府県の事例

自治体名	発注単位					請負業者		競争方式	入札参加者数
	契約エリア	業務の対象	主な業務内容	工期	概ねの契約金額 (単位:億円)	構成業者数			
秋田県	8地域振興局×2~6分割 (計28ブロック)	道路 117km 河川 103km (28ブロック平均) 海岸 15km (海岸部の11ブロック平均)	道路修繕、河川堆積土砂撤去、 パトロール(道路・河川・海岸・ダム) 道路除草、清掃(道路・河川)	1年 (H23は2年)	0.3	特定JV(甲)	2~5	一般競争入札	1~3
福島県	県内の約6% (1ブロック)	道路 230km 河川 206km 砂防施設91箇所 地すべり施設18箇所 急傾斜施設16箇所	(単価契約) 除雪、補修(道路・河川・砂防・ 地すべり・急傾斜) (総価契約) 防護柵補修、防雪柵設置・撤去、 除草(道路・河川)、道路清掃	1年	2.5 0.5	事業協同組合	10	プロポーザル	1
栃木県	1土木事務所 9土木事務所 の1つ	道路 479km 河川 9河川	除雪、 緊急パトロール (道路・河川・砂防施設)	5ヶ月	1.6	事業協同組合	29	プロポーザル	1
長野県	4事務所 13事務所 ×1~3ブロック (計8ブロック)	道路 概ね50km (1ブロック当たり平均)	道路の小規模補修、道路除草等	9ヶ月 (H23は1年)	単価契約	特定JV(乙)	3~7	プロポーザル [※]	1~3
鳥取県	1土木事務所 3工区 5土木事務所 8工区 (計3ブロック)	道路 70km (3ブロック平均)	除雪、舗装、道路除草	1年	0.5	単体	1	一般競争入札	2~5
島根県	1事務所 12事務所 の1つ	道路 概ね200km	除雪	4ヶ月	0.2	事業協同組合	38	随意契約	1
	12事務所×1~7分割 (計44ブロック)	県管理道路すべて (3,124.0km)	道路の小規模修繕、道路除草	半年~1年	0.1	単体	1	指名競争入札	10程度

※長野県では「施工体制確認型契約方式」としている



課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ



対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組
 - ＜行政＞ 保険加入状況の確認強化、指導
 - ＜元請＞ 下請指導責任の明確化
 - ＜下請＞ 保険加入の徹底



(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

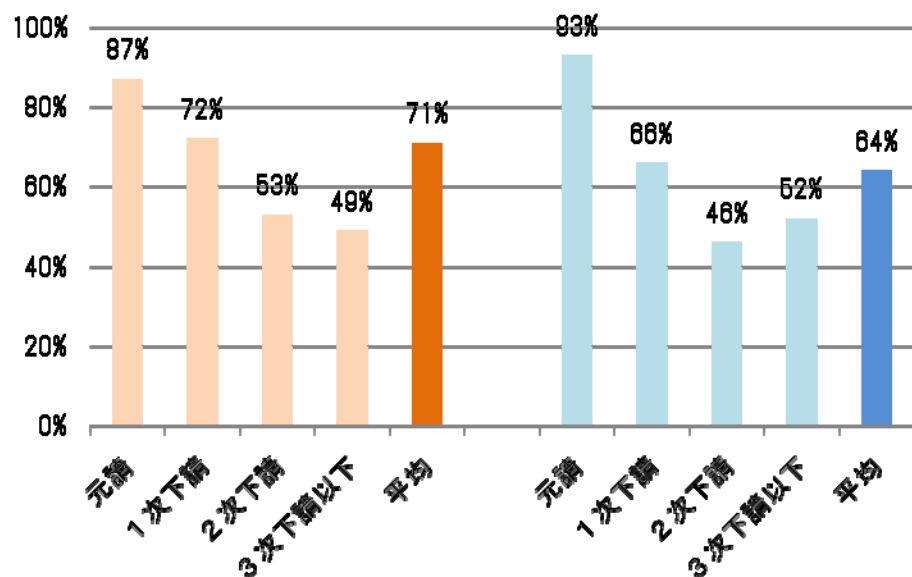
公共事業労務費調査における社会保険等の加入状況

○労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっている。

○都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。

労働者単位での加入状況

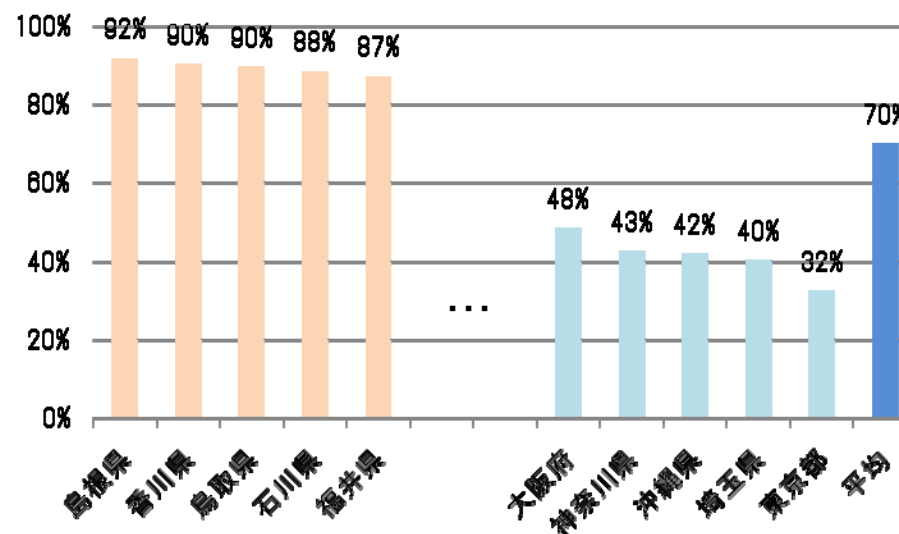
① 元請・下請次数別 (合計標本数：77,891)



<土木工事>

<建築工事>

② 都道府県別 (合計標本数：77,891)



※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者(交通誘導員A、Bを除く)の有効標本(77,891標本)のうち、雇用保険、健康保険(一般健康保険、日雇特例保険、全国土建国保、または船員保険等)、及び厚生年金保険の法定福利費控除額(本人負担額)が3保険とも確認できた標本の率を示す。

※法定福利費控除額(本人負担額)が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。



(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■保険未加入企業の排除

行政、元請企業、下請企業が一体となった取組

1. 行政による指導監督方策

- ①許可更新時の加入状況確認
- ②公共工事参加者の加入状況確認
- ③建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との
連携による加入徹底

2. 元請企業における徹底方策

- 元請企業による下請指導←行政によるチェック
- 元請企業による下請指導責任の明確化
- 下請企業の保険加入状況のチェック、指導
- ※施工体制台帳、建設現場の作業員名簿等を活用

3. 下請企業における徹底方策

- 下請企業による保険加入の徹底
- 下請企業、再下請企業の保険加入の徹底
- 労働者単位の加入状況の効率的なチェック
- ・建設業者団体による労働者の加入状況のチェック等

派生する課題への対応

- 法定福利費が適切に流れる取組み
- ・見積・契約額における労務費・法定福利費計上を周知徹底等
- 一人親方が増加しないようにする取組み
- ・請負及び雇用に関するルール（偽装請負の禁止等）の周知徹底等

目指すべき姿

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 企業間の健全な競争環境の構築

スケジュール

- 周知・啓発期間:1年程度
- 排除方策の進め方
- ・大規模工事から順次拡大
- ・5年目途で目指すべき姿に

社会保険等の加入状況

企業単位

- 加入義務のある許可業者について
- 100%

労働者単位

- 製造業相当の加入状況を目指す

(参考)製造業の加入状況

- ・雇用保険 92.6%
- ・厚生年金保険 87.1%

※雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合
出所:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、
「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21)



(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について

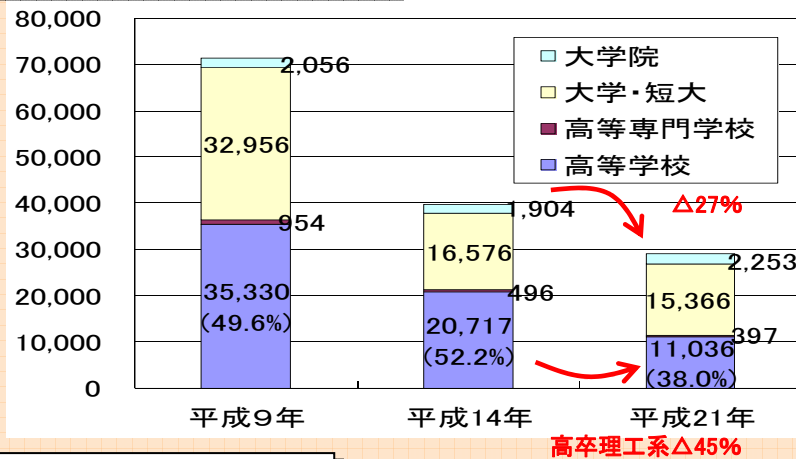
近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■技術者データベースの整備(1)

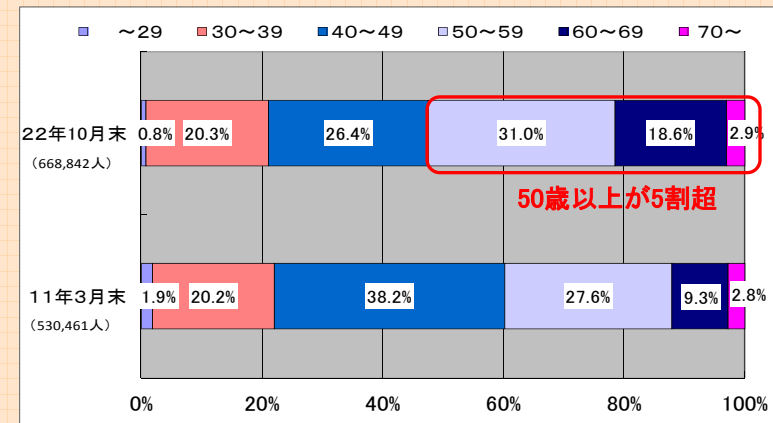
現状と課題

- 建設業の新規入職者数は減少しており、担い手となる技術者の世代交代の中で、優秀な技術者の確保、育成は喫緊の課題
- 工事の品質確保のためには、技術者の適正配置が重要であるが、技術者に係る監督処分は後を絶たない状況。
特に民間工事においては十分な確認が行われていない状況。適正な施工や安全、環境に支障をきたすおそれ。

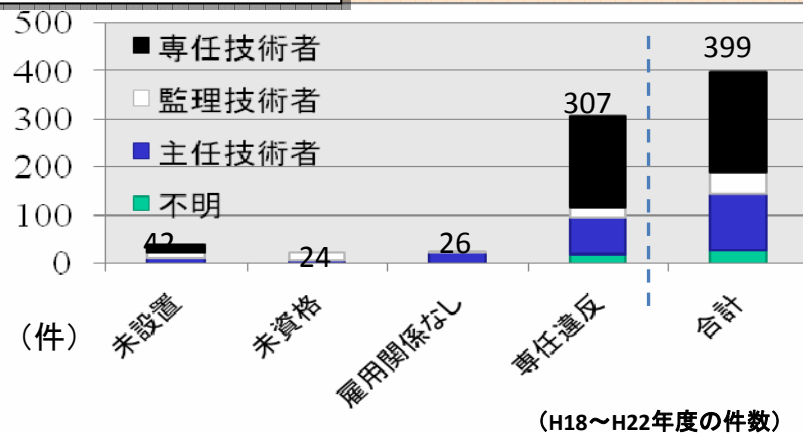
学歴別建設業新規入職者数



監理技術者の年齢構成



技術者の監督処分件数



技術者等の情報の管理について

イギリス	データベース蓄積	約 160万人 (技能者等含む)
韓国	データベース蓄積	約 55万人
日本	監理技術者 資格者証保有者 ※ 技術者	約 67万人 ※約120万人(推計)



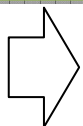
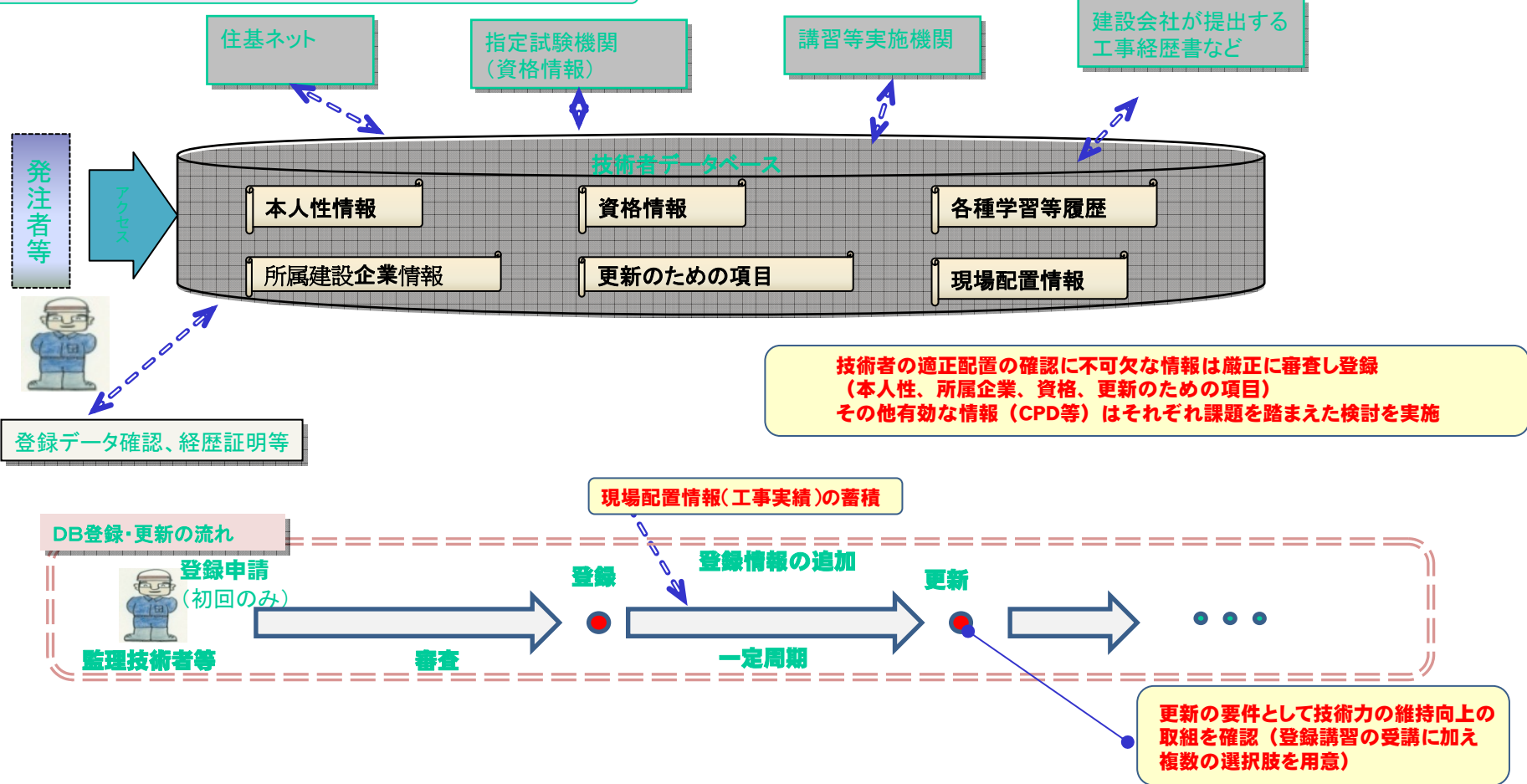
(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 と其の対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■技術者データベースの整備(2)

課題を踏まえた対応の方向性(1)

◎技術者に関するデータベースの整備



目指すべき姿

- 技術者の資質・技術力向上のインセンティブの付与
- 優秀な技術者の確保・育成



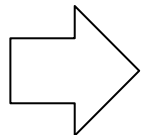
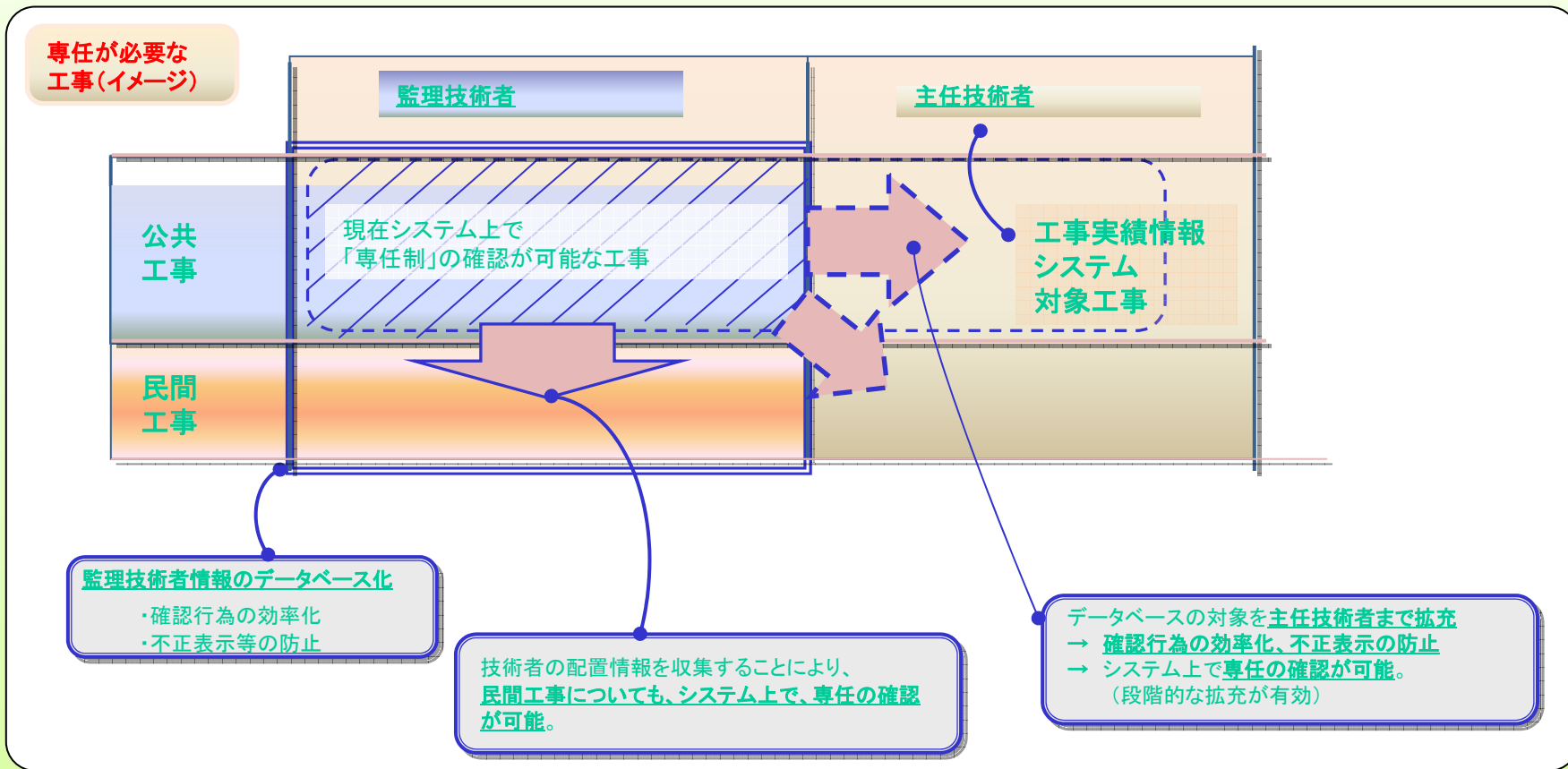
(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■技術者データベースの整備(3)

課題を踏まえた対応の方向性(2)

データベースによる技術者適正配置の推進



目指すべき姿

○ 適切な確認方法の導入による適正配置の確保
(不良不適格業者の排除による健全な競争環境の実現)



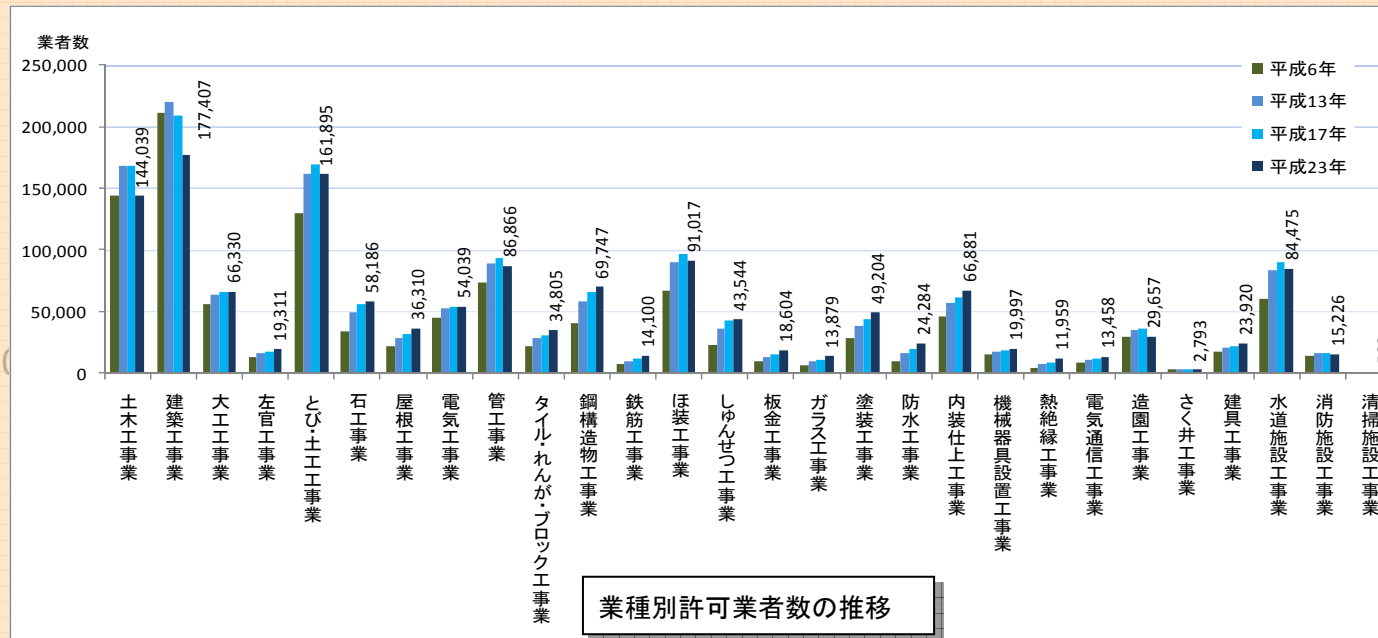
(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■業種区分の点検

業種区分の点検の必要性

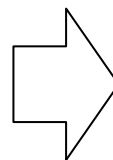
- 建設工事は多種多様な専門的技術の組合せにより行われており、業種別許可制度を採用
- 現在の業種区分は、昭和46年に、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等より設定
- 40年が経過する中で、実態と乖離しているおそれ



課題を踏まえた対応の方向性

◎業種区分の点検

業種区分の点検の視点を整理し点検を行い、必要な見直しを検討
(建設業界の意見も聴取し、総合的な観点で検討)



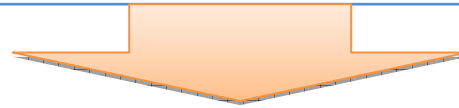
目指すべき姿

○時代のニーズや経営環境
の変化に対応した技術者制度
の適切な運用



課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増



対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定



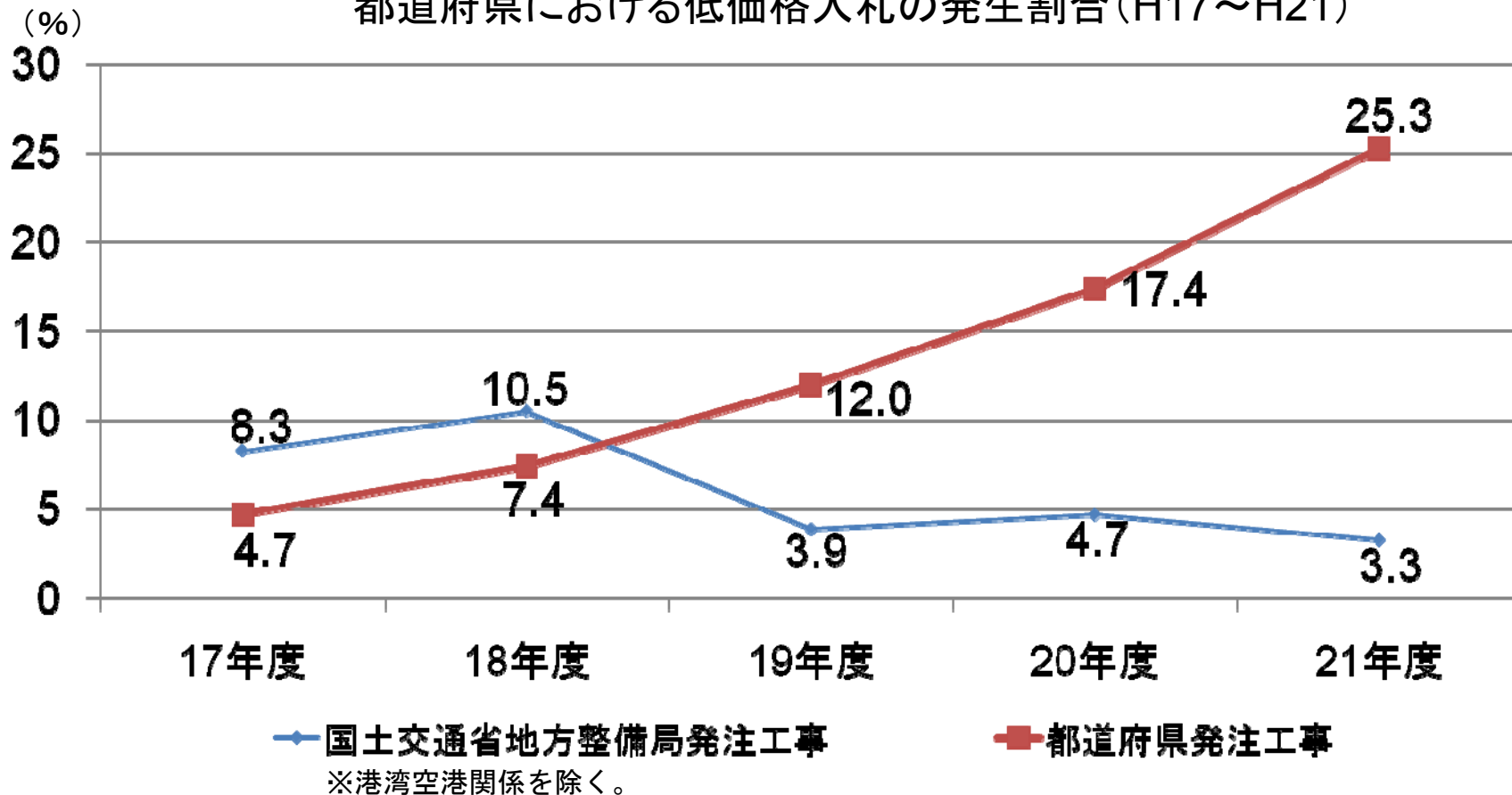
(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 と其の対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■低価格入札の発生率

○地方公共団体の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。

都道府県における低価格入札の発生割合(H17~H21)



(備考) 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合

(国土交通省調べ)

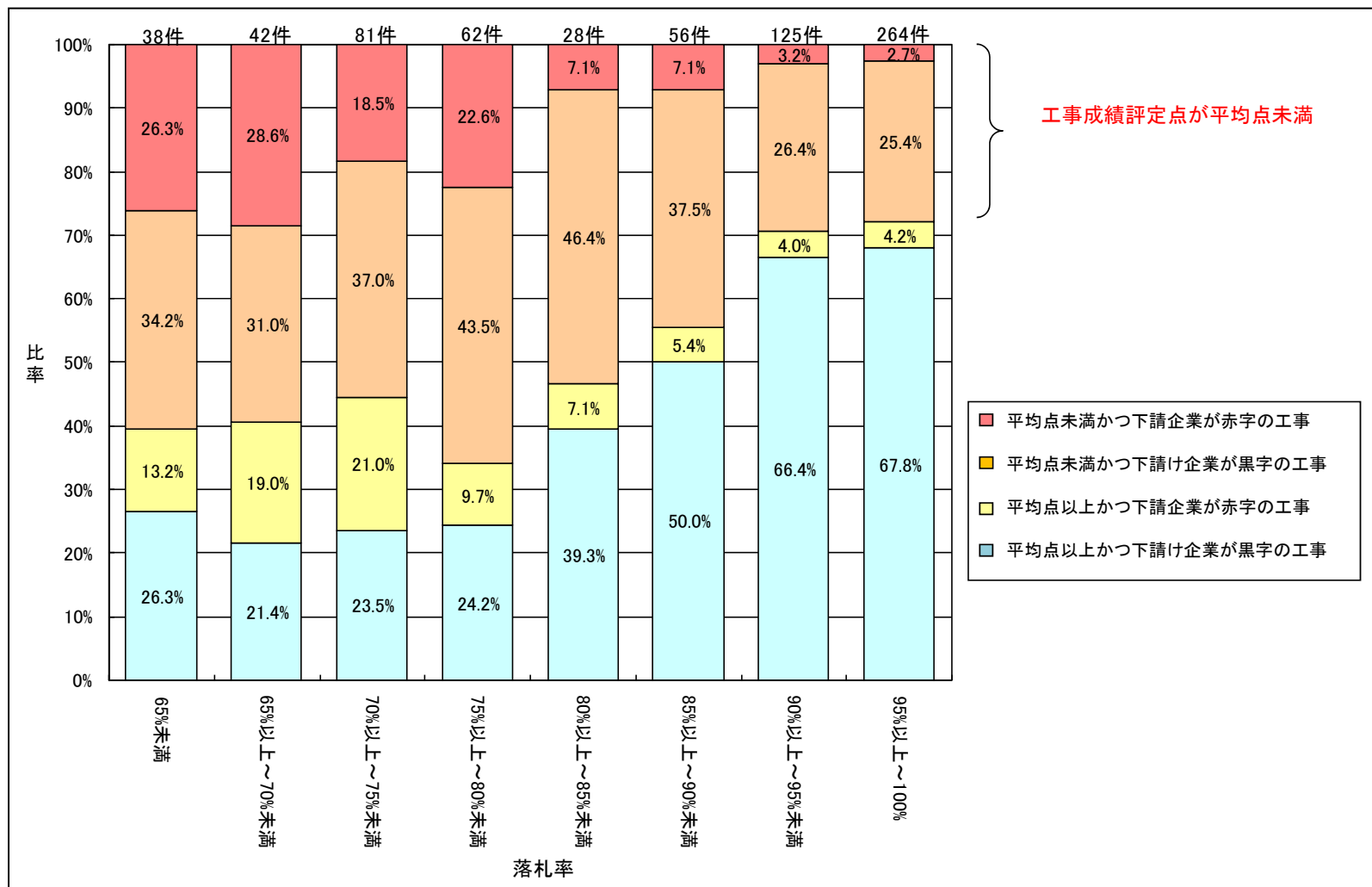


(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■落札率と工事成績との関係(傾向)

○ 落札率が低くなると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加傾向。





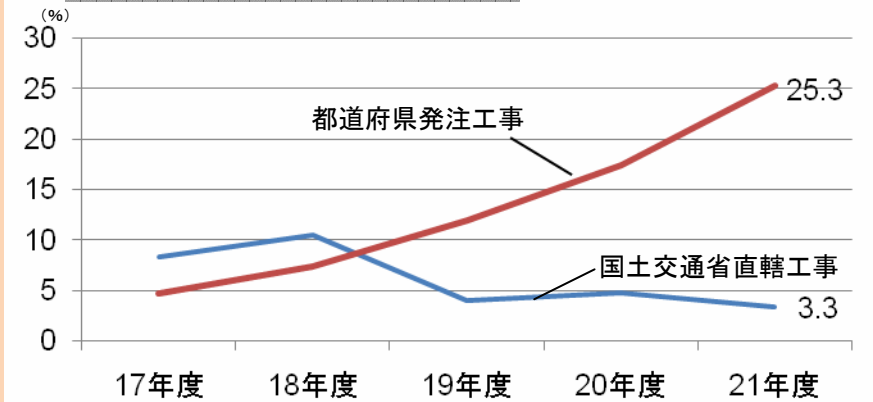
(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■ダンピング対策の強化

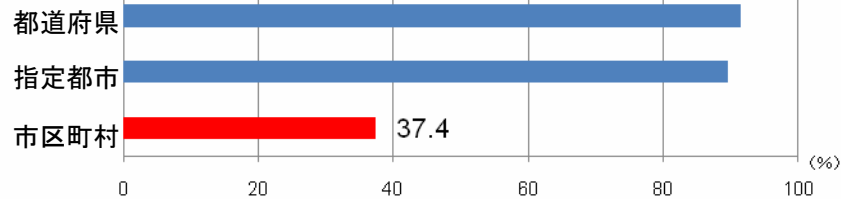
現状と課題

低価格入札の発生率



低入札価格調査基準価格

(国並み水準以上に設定している自治体の割合)



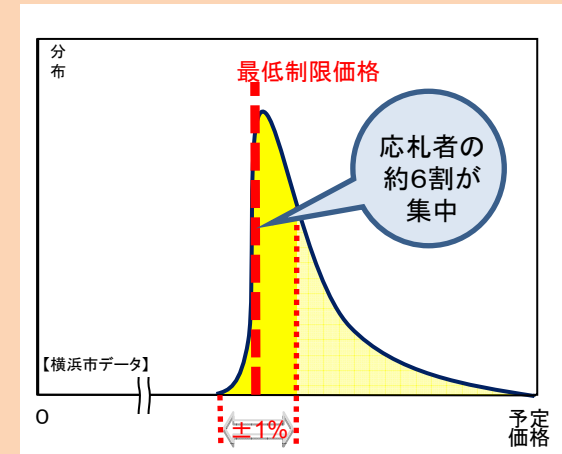
予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発

入札行動のゆがみ

事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

2.4倍



課題を踏まえた対応の方向性

- ・調査基準価格を、国の調査実績に基づく水準に見直し
- ・予定価格等の事前公表の取りやめ

目指すべき姿

工事の品質確保、下請へのしわ寄せ防止 等



(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」 とその対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■市区町村における予定価格等の事前公表の状況

[凡例] は都道府県が事前公表をしていることを示す。 は事前公表している市町村の割合が高い上位5府県

	予定価格を 事前公表している 市町村の割合	低入札価格調査 基準価格を事前公表 している市町村の割合	最低制限価格を 事前公表している 市町村の割合		予定価格を 事前公表している 市町村の割合	低入札価格調査 基準価格を事前公表 している市町村の割合	最低制限価格を 事前公表している 市町村の割合
北海道	59.0%	8.6%	6.3%	滋賀県	73.7%	0.0%	15.8%
青森県	82.5%	9.1%	4.3%	京都府	80.0%	③ 75.0%	20.0%
岩手県	14.7%	0.0%	4.0%	大阪府	④ 92.7%	② 77.8%	① 97.4%
宮城県	32.4%	0.0%	0.0%	兵庫県	45.0%	15.4%	17.9%
秋田県	76.0%	0.0%	0.0%	奈良県	① 94.9%	④ 57.1%	④ 53.3%
山形県	48.6%	8.3%	0.0%	和歌山県	② 93.3%	① 87.5%	33.3%
福島県	27.1%	6.3%	0.0%	鳥取県	78.9%	0.0%	7.7%
茨城県	③ 93.2%	4.5%	7.1%	島根県	28.6%	0.0%	0.0%
栃木県	81.5%	5.3%	8.7%	岡山県	53.8%	25.0%	4.2%
群馬県	42.9%	28.6%	15.8%	広島県	72.7%	8.3%	0.0%
埼玉県	69.8%	5.9%	10.4%	山口県	89.5%	0.0%	27.3%
千葉県	66.0%	⑤ 50.0%	③ 59.5%	徳島県	79.2%	0.0%	13.0%
東京都	74.2%	0.0%	20.4%	香川県	35.3%	0.0%	0.0%
神奈川県	33.3%	0.0%	0.0%	愛媛県	90.0%	5.3%	0.0%
新潟県	17.2%	0.0%	0.0%	高知県	35.3%	25.0%	16.1%
山梨県	⑤ 92.6%	11.8%	5.0%	福岡県	84.5%	11.1%	② 59.6%
長野県	6.5%	0.0%	0.0%	佐賀県	85.0%	0.0%	26.7%
富山県	86.7%	0.0%	0.0%	長崎県	9.5%	0.0%	0.0%
石川県	89.5%	0.0%	11.8%	熊本県	80.0%	21.4%	14.7%
岐阜県	76.2%	16.7%	15.0%	大分県	88.9%	28.6%	⑤ 52.9%
静岡県	39.4%	0.0%	0.0%	宮崎県	61.5%	-	0.0%
愛知県	87.5%	13.3%	28.6%	鹿児島県	62.8%	0.0%	0.0%
三重県	75.9%	33.3%	14.3%	沖縄県	43.9%	⑤ 50.0%	0.0%
福井県	82.4%	0.0%	6.7%	全国計	62.0%	12.8%	17.3%

(備考) 予定価格については、全市区町村(1,731団体)を対象に集計。低入札価格調査基準価格については、制度導入市区町村(600団体)を対象に集計。最低制限価格については、制度導入市区町村(1,275団体)を対象に集計

(注)「事前公表」には「一部の事前公表」を含む。



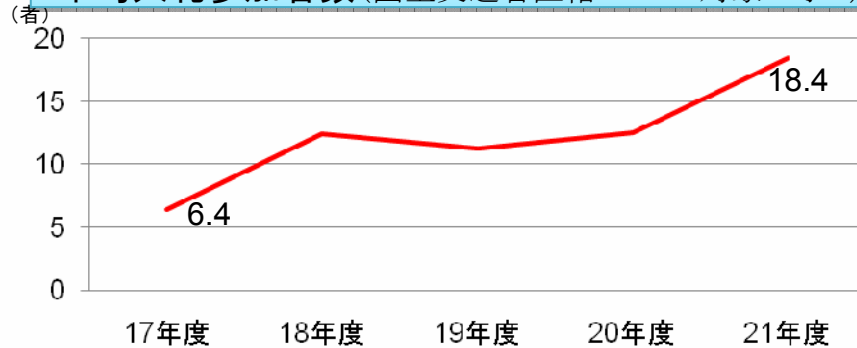
(3) 「建設産業の再生と発展のための方策2011」とその対応について

近畿ブロック発注者協議会(第4回)

■落札決定の効率化(段階選抜方式)

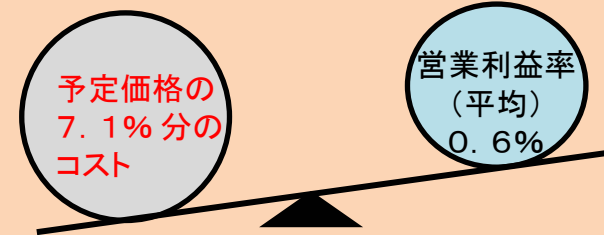
現状と課題

平均入札参加者数(国土交通省直轄のWTO対象工事※)



※国土交通省(港湾空港を除く)発注の一般土木工事

総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している(H21)



予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。

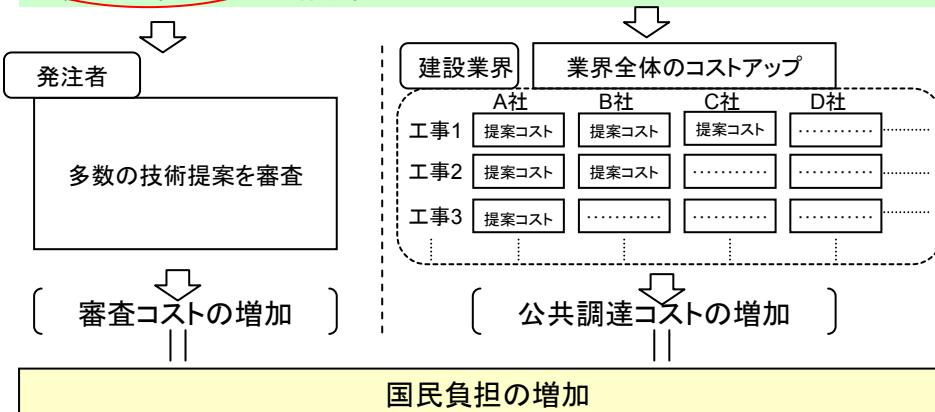
(平均入札参加者数18.4者※の場合の試算)

建設企業の営業利益率は0.6%。

(2010年7月 日建連法人会員決算状況調査)

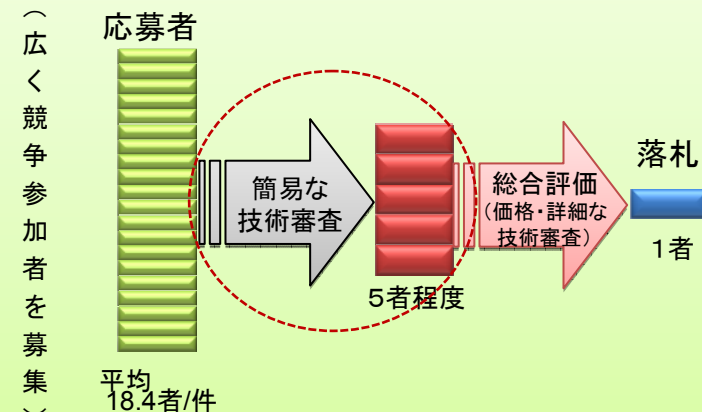
入札契約手続に要した審査コスト(発注者)及び技術提案コスト(建設企業)は、最終的には、国民負担の増加につながるおそれ。

平均入札参加者数が18.4者 多数の工事において、多数の企業が、多数の技術提案を作成。



課題を踏まえた対応の方向性

段階選抜のイメージ



目指すべき姿

受発注者の手続きコストの縮減



■ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要

公布 平成12年11月27日

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表（見通しに変更された場合も公表）

(2) 入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額 等

(3) 施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告
- ・発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

- ・不正事実(談合等)の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

職員に対する教育
建設業者に対する指導 等

各発注者が取り組むべきガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

(2) 主な内容

- ①第三者機関による入札過程、契約内容等のチェック
- ②苦情処理手続き、体制等の整備
- ③入札・契約の方法の改善(一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、指名競争における指名の適正化・透明化等)
- ④工事の施工状況の評価実施の徹底
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

「適正化指針」のフォローアップ

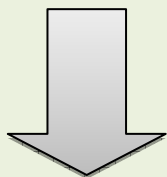
- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

<平成13年4月1日以降の入札・契約から適用>



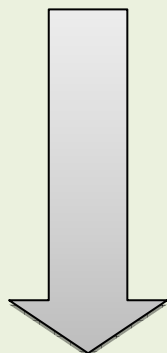
■「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の改正の流れについて

平成12年11月 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 公布
平成13年3月 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 閣議決定



H15.1 官製談合防止法 施行
H17.4 公共工事品質確保法 施行

平成18年6月 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 一部改正
(一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、予定価格等の事後公表の推進、
官製談合の排除・防止の徹底 等)



H19.3 官製談合防止法 改正 (職員による入札等の妨害の罪の新設等)
H21.6 独占禁止法 改正 (課徴金減免制度の拡充等)
H22.3 入札契約制度の更なる改善について公表 (総合評価落札方式の透明性の確保等)
H23.6 建設産業戦略会議とりまとめ (地域維持型の契約方式の導入、ダンピング対策の
強化、段階選抜方式の活用推進等)

○前回の適正化指針の改正後の動きを踏まえた改正が必要



■「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の主な改正内容について (平成23年8月9日 閣議決定)

公正な競争の促進

○「地域維持型契約方式」の導入

- ▶ 地域維持事業(災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業)の担い手確保に資するための新たな契約方式として、**包括発注**(一括契約や複数年契約)や、**地域維持型JV**(仮称)による**受注**の仕組みを導入。
- ▶ 地域維持型JV(仮称)は、**地域維持事業の実施を目的に継続的に結成**。経常JVや個別企業との同時登録ができる。
- 一般競争入札、総合評価方式
 - ▶ 一般競争入札及び総合評価方式を適切に活用。
 - ▶ 受発注者双方の事務負担の軽減のため、**段階審査による落札者決定方式**を活用。
- 地域要件について、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。
- 予定価格の設定に当たり、設計金額からの**歩切り**は、**行わない**。

透明性の確保

不正行為の排除

- **予定価格**、調査基準価格及び最低制限価格は、**契約締結後の公表**とする(※指針の抜粋を掲載)。
- 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の「**記録・報告・公表の仕組み**」を導入。

適正な施工の確保

- **調査基準価格**の見直し、**価格による失格基準**の導入によるダンピング対策の強化
- 契約における受発注者間の対等性の確保(標準約款に基づく変更契約等)

その他

- **暴力団排除条項**の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報
- CM方式の活用・拡大

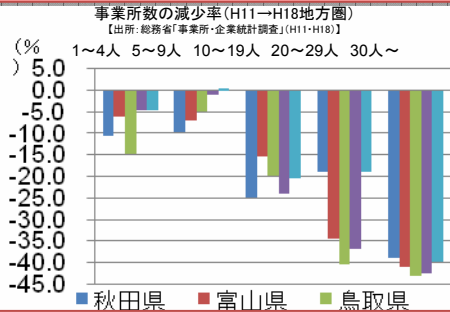


○ 入札契約適正化指針の改正について

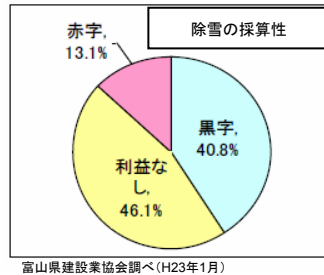
近畿ブロック発注者協議会(第4回)

「地域維持型契約方式」の導入

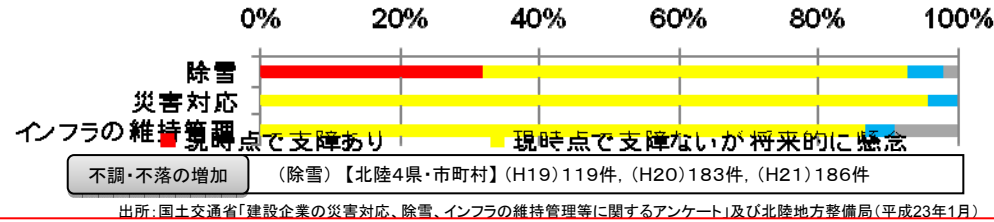
担い手企業の小規模化



地域維持事業の低い採算性

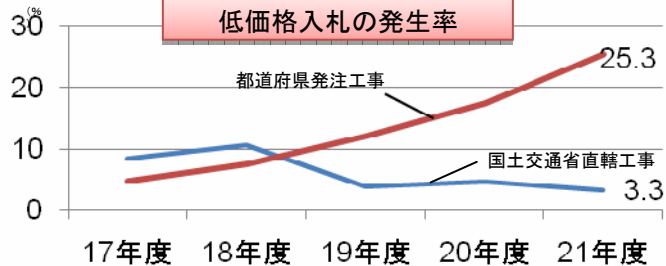


地域維持事業における都道府県の将来的な懸念

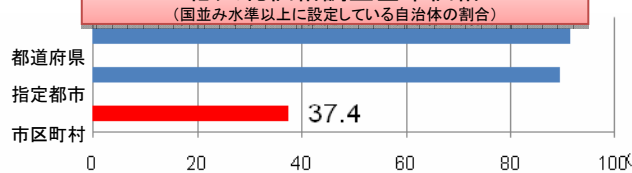


ダンピング対策の強化

低価格入札の発生率

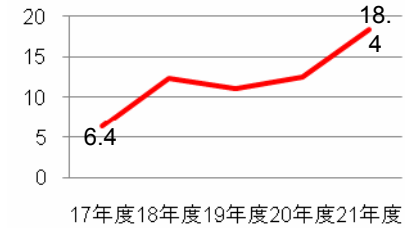


低入札価格調査基準価格

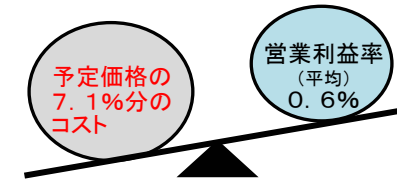


段階審査による落札者決定方式

平均入札参加者数
(国土交通省直轄のWTO対象工事)



総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している(H21)



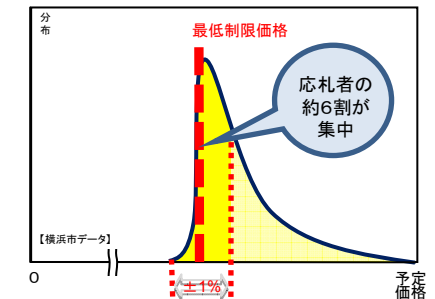
予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。
建設企業の営業利益率は0.6%。

予定価格等の事後公表

予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発
事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

入札行動のゆがみ





公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日閣議決定)

《抜粋》

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1)入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

…

特に、ハに掲げる低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、**建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札の前には公表しないものとする。**

ロに掲げる予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、**落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。**

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、**弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。**

また、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、**談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。**



**(4)「建設産業の再生と発展のための方策2011」
を踏まえた発注者協議会としての検討事項について
(近畿地方整備局の事例紹介)**



● 近畿地方整備局における新たな総合評価方式の試行状況について

1. 災害対応、除雪、インフラの維持管理を適切に実施し、地域社会の維持を図る

⇒ **地域維持型の契約方式**

2. 地域企業の適切な活用

⇒ **地元企業活用審査型**

3. ダンピング対策

⇒ **専門工事審査型**

4. 優れた技能者を有した企業の育成・評価

⇒ **基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士の評価**

※今年度中の「二段階選抜方式」の試行に向け検討中



1. 地域維持型の契約方式

◇平成23年6月23日「建設産業の再生と発展のための方策2011」の提言(建設産業戦略会議)より

<現状と課題>

○事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等(「地域維持事業」)を担う能力のある地域建設企業が減少。

→このままでは地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況。

○地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要。

<課題を踏まえた対応の方向性>

○地域維持事業に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。

○**地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となる恐れがある場合には** 施工の効率化と施工体制の安定的な確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。

例えば、**包括発注(一括契約、複数年契約)、
地域維持型の建設共同企業体等との契約**

○契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続きを通じて行う。

◇平成23年8月 9日 入札契約適正化法に基づく適正化指針の改正(閣議決定)



1. 地域維持型の契約方式の実施

◆河川、道路における包括発注の先行的な取り組み事例

<河川事業>

◆複数年契約の事例

- ・福知山河川国道事務所において、平成21年度から3ヶ年国債で複数年契約を実施
由良川管内綾部地区維持作業(H21～H23年度)
- ・福井、淀川、豊岡、和歌山の4事務所において、平成22年度のゼロ国債により発注
九頭竜川上流堤防維持作業(福井)、毛馬高水敷維持作業(淀川)など全20件

<道路事業>

◆一括発注の事例

(H22年度)

- ・福知山、豊岡の2事務所(全5件)において、維持作業と除雪作業を一括して発注

(H23年度)

- ・福井、滋賀、福知山、豊岡、姫路、奈良の6事務所(全10件)において、維持作業と除雪作業を一括して発注

◆複数年契約の事例

- ・大阪、豊岡の2事務所において、平成21年度から2ヶ年国債で複数年契約を実施
北大阪東部道路維持作業(H21・H22年度)
国道9号豊岡河川国道事務所八鹿地区維持作業(H21・H22年度)

※H24年以降、福井、滋賀、京都、福知山、大阪、奈良、和歌山、紀南の8事務所で複数年契約を実施予定



2. 地元企業活用審査型の実施

H20年度から地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的に、一般土木B等級工事において地元企業の活用を総合評価における加算点項目とする試行を実施。

- H20・21・22年度実施した結果から、地元企業活用審査型の試行を実施した工事においては、地元企業活用比率が試行対象外の工事に比べ、格段に高く、地元への効果は大きい。
- 聞き取り調査において、改善すべき点はあるが、受注者(元請)・地元企業(一次下請)・発注者それぞれに利点があるとの回答



上記試行及び聞き取り調査の結果から、引き続き試行を実施していく



2. 地元企業活用審査型の実施

◆平成20・21・22・23年度地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行

年度	件名	工種	総合評価	地元地域	
H20	近畿自動車道紀勢線田野井地区工事用道路工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	和歌山県	
	紀北東道路弁天谷川橋下部外工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	和歌山県	
	中郷地区築堤他工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	兵庫県	
H21	六十谷合口取水口建設(その2)工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	和歌山県	
	下市地区下流部低水護岸工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	福井県	
	岩井地区土砂受入地調整池整備工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	兵庫県	
	大和御所道路居伝高架橋下部工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	奈良県	
	矢湊地区高潮堤整備その6工事	一般土木 B又はC	標準型Ⅱ型	和歌山県 三重県	
	中角地区中流部低水護岸工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	福井県	
	中山地区築堤護岸工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	京都府	
H22	国道27号和久里橋他1橋下部工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	福井県	
	永平寺大野道路太田地区他改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	福井県	
	京都第二外環状道路小塩灰方地区改良工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	京都府	
	岩井地区土砂受入地造成工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	兵庫県	
H23	八州嶺堰堤補強工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	兵庫県	(手続き中)
	上山地区護岸工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	兵庫県	(手続き中)
	ひその地区護岸工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	兵庫県	(手続き中)
	姉川新設橋下部工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	滋賀県	(手続き中)



2. 地元企業活用審査型の実施

◆地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行結果

○岩井地区土砂受入地造成工事

業者名	本店所在地	評価項目					施工体制 評価点	入札金額	評価値	入札金額 順位	地元企業 業者数	
		技術提案	施工能力等	地域	地元企業活用について							評価項目計
					工事成績	活用比率						
配点		20.0	25.0	5.0	5.0	5.0	60.0	30.0				
A社	兵庫県	6.0	13.0	3.0	5.0	5.0	32.0	30.0	398,000,000	40.704	1	3
B社		入札無効										
C社	大阪府	10.0	8.0	2.0	4.0	1.0	25.0	30.0	401,500,000	38.605	7	1
D社	大阪府	4.0	11.0	4.0	5.0	5.0	29.0	30.0	405,000,000	39.259	8	3
E社	大阪府	入札無効										
F社	東京都	8.0	12.0	4.0	5.0	5.0	34.0	30.0	398,000,000	41.206	1	3
G社		入札無効										
H社		入札辞退										
I社	群馬県	10.0	7.0	2.0	4.0	5.0	28.0	30.0	399,000,000	39.599	4	1
J社	大阪府	入札無効										
K社	兵庫県	10.0	15.0	5.0	5.0	5.0	40.0	30.0	407,000,000	41.769	11	3
L社	大阪府	2.0	2.0	3.0	4.0	5.0	16.0	30.0	405,000,000	36.049	8	1
M社		入札無効										
N社	大阪府	12.0	18.0	3.0	5.0	5.0	43.0	30.0	399,000,000	43.358	4	3
O社	大阪府	4.0	15.0	5.0	5.0	5.0	34.0	30.0	398,400,000	41.165	3	3
P社	兵庫県	6.0	3.0	5.0	5.0	5.0	24.0	30.0	405,000,000	38.025	8	3
Q社	新潟県	10.0	9.0	5.0	5.0	5.0	34.0	30.0	408,000,000	40.196	12	3
R社	大阪府	6.0	20.0	5.0	5.0	5.0	41.0	30.0	400,000,000	42.750	6	3

は落札者

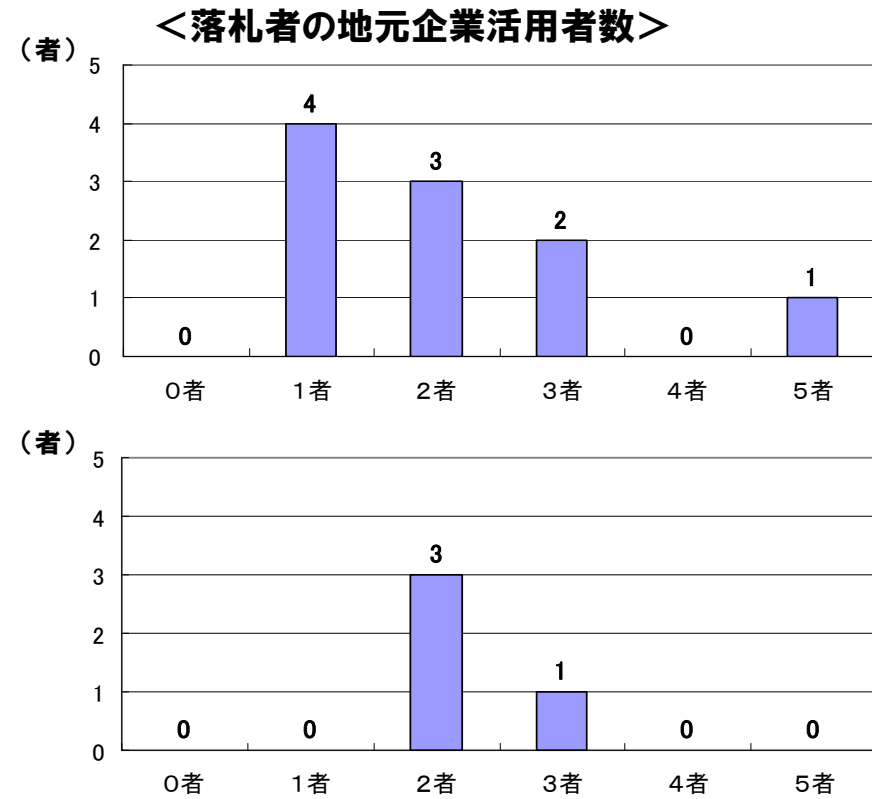
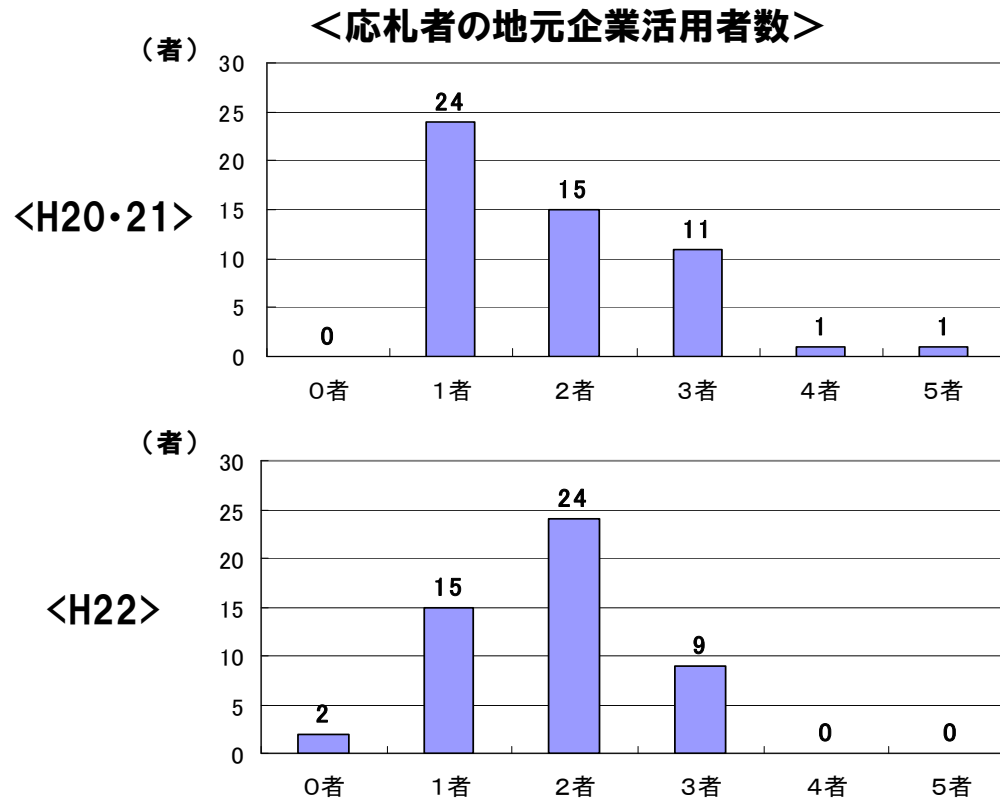


2. 地元企業活用審査型の実施

◆地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行結果比較

①地元企業の活用量数について

施工府県に本店を置く企業で当該工事に一次下請けとして契約する予定の企業のうち、予定する入札金額に対して下請け契約予定金額が(地元企業活用比率)10%以上の企業の数



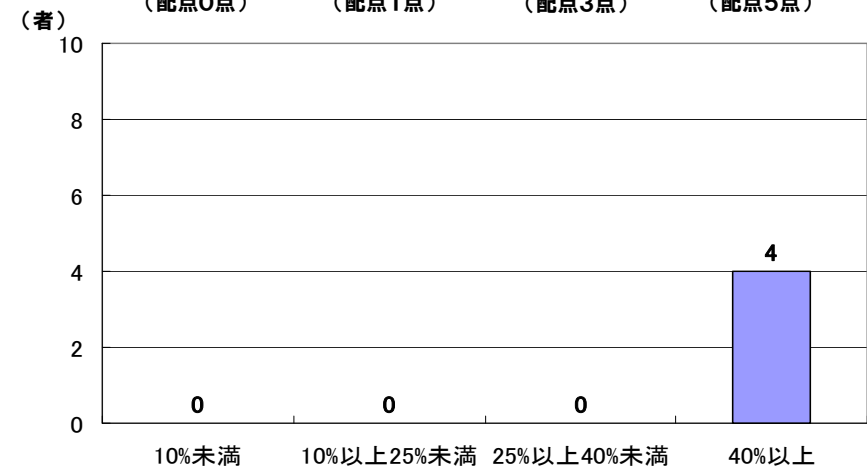
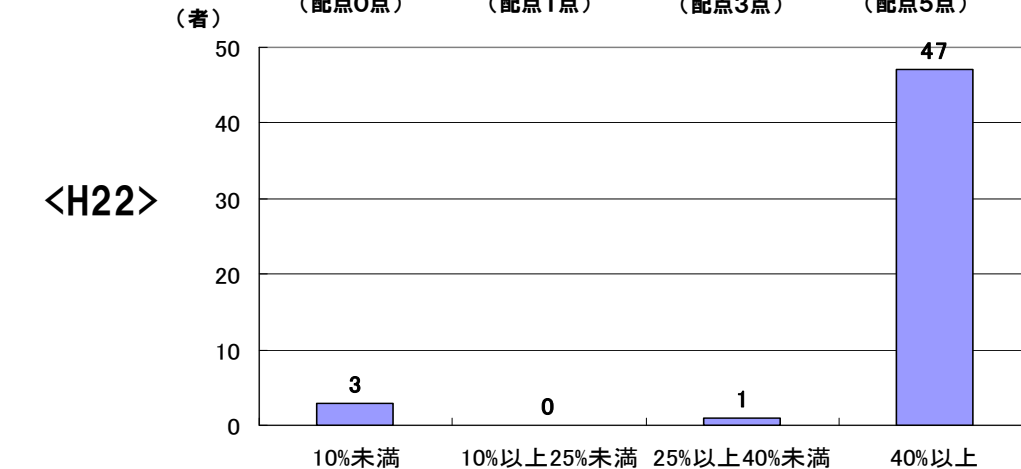
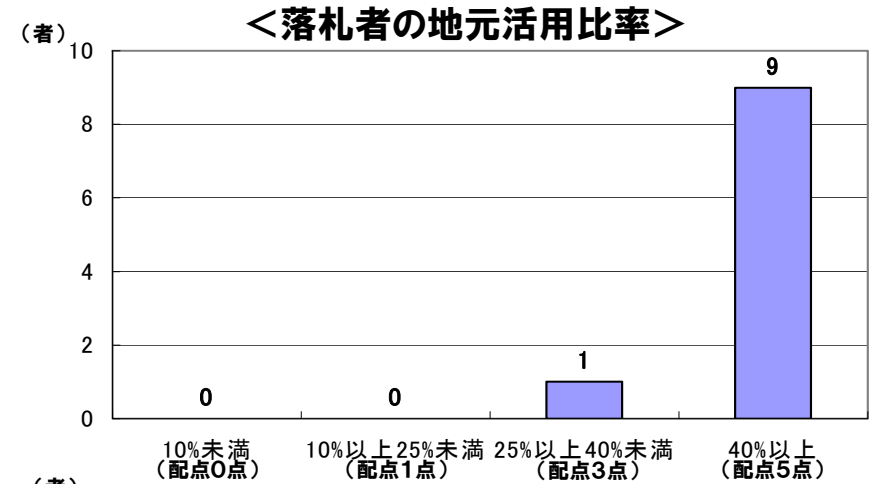
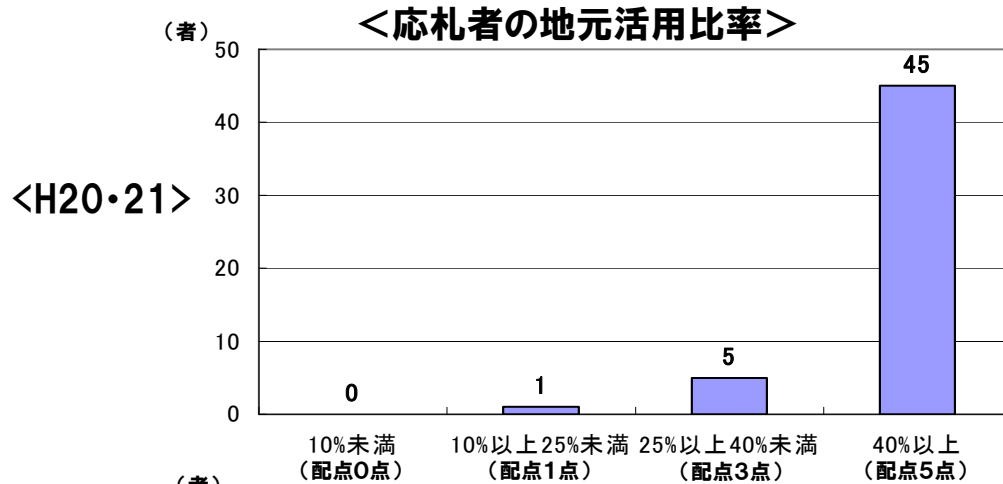
試行件数は少ないが、H22年度はH20・21と比較して、応札者における地元企業活用量数は増加傾向にある。また、落札者はすべて2者以上活用の業者であった。



2. 地元企業活用審査型の実施

◆地元企業の活用比率について

施工府県に本店を置く企業で当該工事に一次下請けとして契約する予定の企業のうち、予定する入札金額に対する下請け契約予定金額(地元企業活用比率)が1者あたり10%以上の者の累計で算出



地元企業活用審査型を適用した場合、H22においてもH20・21と同様に応札者・落札者共に活用比率は40%以上が多い傾向となり、地元への効果は大きいと考えられる。



3. 専門工事審査型総合評価方式の実施状況

1) 工事目的物の品質に対し実質的に大きな影響を与える専門工事業者の施工能力等を評価することにより、工事品質の確保を目的として平成20年度から試行。

H20・21・22・23年度実施した結果から、専門工事業者の同種実績については全社提出されており、評価上は差が付かない状況である。

しかし、同種実績を評価することは一定の品質が確保できることが見込まれることとなり、今後も引続き試行を実施していくこととした。

2) 平成20～23年度専門工事審査型総合評価方式の試行

年度	工事件名	工種	総合評価	専門工事分野
H20	米原BP丸葭地区道路改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
	平成21年度志高地区築堤他(その2)工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	地盤改良工
	平成21年度公庄地区地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	地盤改良工
H21	大和御所道路本馬高架橋茅原地区下部工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	鋼管 セメント杭工
H22	志高地区地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
	志高中流地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
	志高下境地区地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工

<港湾空港部>

H23	姫路港須加地区泊地(-12m)浚渫工事	港湾等しゅんせつ	標準型Ⅰ型	しゅんせつ工
-----	---------------------	----------	-------	--------



3. 専門工事審査型総合評価方式の実施状況

○ 志高中流地盤改良工事 <地盤改良>

《結果》

- ・専門工事に関する施工計画を求めず、専門工事における同種工事实績の有無を評価項目として試行を実施。
- ・結果、応札全社から専門工事業者において、発注者が求める同種工事の実績を提出された。

業者名	評価項目					施工体制 評価点	入札金額	評価値	入札金額 順位
	技術提案	施工能力等	地域	専門工事評価	評価項目計				
				同種工事实績					
配点	20.0	25.0	5.0	5.0	55.0	30			
A社	入札無効								
B社	4.0	10.0	2.0	5.0	21.0	30	276,500,000	54.611	1
C社	6.0	7.0	2.0	5.0	20.0	30	280,000,000	53.571	6
D社	入札辞退								
E社	6.0	9.0	2.0	5.0	22.0	30	276,500,000	54.973	3
F社	12.0	13.0	3.0	5.0	33.0	30	278,400,000	58.549	5
G社	8.0	9.0	4.0	5.0	26.0	30	276,400,000	56.440	2
H社	10.0	14.0	3.0	5.0	32.0	30	276,900,000	58.505	4

(は落札者)



3. 専門工事審査型総合評価方式の実施状況

○ 志高下境地区地盤改良工事 <地盤改良>

<結果>

- ・専門工事に関する施工計画を求めず、専門工事における同種工事实績の有無を評価項目として試行を実施。
- ・結果、応札全社から専門工事業者において、発注者が求める同種工事の実績を提出された。

業者名	評価項目					施工体制 評価点	入札金額	評価値	入札金額 順位
	技術提案	施工能力等	地域	専門工事評価	評価項目計				
				同種工事实績					
配点	20.0	25.0	5.0	5.0	55.0	30			
A社	入札無効								
B社	入札無効								
C社	12.0	12.0	5.0	5.0	33.0	30	428,000,000	38.084	5
D社	10.0	11.0	5.0	5.0	28.0	30	427,500,000	36.959	2
E社	8.0	10.0	5.0	5.0	25.0	30	448,000,000	34.598	10
F社	10.0	3.0	5.0	5.0	20.0	30	430,500,000	34.843	6
G社	8.0	4.0	5.0	5.0	19.0	30	430,952,381	34.571	7
H社	8.0	7.0	5.0	5.0	22.0	30	427,400,000	35.564	1
I社	8.0	9.0	5.0	5.0	24.0	30	427,700,000	36.007	4
J社	入札無効								
K社	入札無効								
L社	8.0	13.0	5.0	5.0	29.0	30	436,400,000	36.434	9
M社	10.0	12.0	5.0	5.0	30.0	30	427,600,000	37.418	3
N社	入札無効								
O社	8.0	12.0	5.0	5.0	27.0	30	436,000,000	36.009	8

(は落札者)



3. 専門工事審査型総合評価方式の実施状況

○ 姫路港須加地区泊地(-12m)浚渫工事 <しゅんせつ>

<結果>

・専門工事に関する施工内容の確実性・実現性及び専門工事施工者の技術力・信頼性を評価項目として試行を実施。

業者名	評価項目					施工体制評価点	入札金額	評価値	入札金額順位
	技術提案	施工能力等	専門工事評価		評価項目計				
			施工者の技術力・信頼性	施工内容の実現性・確実性					
配点	40	20	6	9	75	30			
A者	20	12	6	9	47	30	223,600,000	79.159	2
B者	16	10	6	9	41	30	230,000,000	74.348	3
C者	14	5	6	9	34	30	221,800,000	73.940	1
D者	14	8	6	9	37	30	231,700,000	72.076	5
E者	8	9	6	6	29	30	230,000,000	69.130	3
F者	入札無効								
G者	12	11	6	9	38	—	238,000,000	予定価格超過	
H者	12	6	6	6	30	—	239,000,000	予定価格超過	
I者	14	5	6	6	31	—	242,500,000	予定価格超過	
J者	8	6	6	9	29	—	247,000,000	予定価格超過	
K者	16	13	0	0	29	—	252,000,000	予定価格超過	

(は落札者)



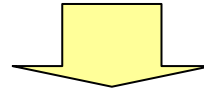
4. 基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士の評価

◆◆現場の品質確保向上に向けた改善案◆◆

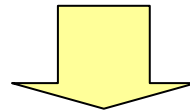
現場従事技能者の評価

- ・施工現場の生産性向上
- ・建設生産物の品質確保

上記を目的に平成22年度から標準型Ⅰ型において「基幹技能者」を評価。



「建設マスター」(優秀施工者国土交通大臣顕彰)、「現代の名工」の表彰を受けた者、国家検定制度の技能検定合格者である「技能士」は、現場従事技能者として優れた作業能力を習得した者である。



**「基幹技能者」と同様に
「建設マスター」・「現代の名工」・「技能士」を評価。
(平成22年10月以降実施)**



4. 基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士の評価

◇現場従事技能者の評価方法

総合評価方式の標準 I 型(WTO除く)で試行

評価項目：現場従事技能者の能力(施工能力等として加点評価)

評価基準：(登録)基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士(特級・1級)
の配置を評価

配点：登録基幹技能者・建設マスター・現代の名工 1.0点
基幹技能者・技能士(特級・1級) 0.5点 → **最大2点**

※営繕工事については、技能士の配置を特記仕様書で義務づけているため、評価対象外とする。

評価の考え方

発注者が予め配置を求める職種を限定し、対象技能士を明示

※1職種1名でも配置すれば加点、複数配置は累積するが最大加点は2点

※下請企業(元請でも可)と「直接的かつ恒常的な雇用関係」を条件。

※対象工種の施工期間、すべてに従事することを条件とする。



4. 基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士の評価

◇現場従事技能者の評価方法

◆ 発注者が予め配置を求める工種等を限定し、対象現場従事技能者を明示

<参考例>

- 配置を求める工種 : 橋梁下部工
- 明示する対象技能士 : 登録基幹技能者・基幹技能者
(鉄筋・型枠・コンクリート圧送)
建設マスター(コンクリート工・鉄筋工)
現代の名工
技能士(1級型枠・1級鉄筋・1級コンクリート圧送)

◆ 技術提案書記載項目

- ・配置できる現場従事技能者の職種及び人数を記載
- ・該当工種の施工期間、すべてに技能者を従事させること
- ・内容の確認は、受注後、施工計画提出時に確認できる資料(表彰・合格証書の写し、恒常的な雇用関係を証明する資料等)を提出



4. 基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士の評価

1)平成22年度 試行実施状況(基幹技能者評価のみ)

平成22年4月以降、13件の工事において、試行を実施している。

年度	件名	対象工種	現場技能者	配置提案率
H22	海老江地区築堤工事	盛土工	鳶・土工、機械土工基幹技能者	18者中15者 (83%)
	三宝大和川樋門築造工事	コンクリート工	鉄筋、型枠、コンクリート圧送基幹技能者	12者中9者 (75%)
	門真税務署耐震改修等工事	鉄骨工	鳶・土工基幹技能者	20者中3者 (15%)
	姫路法務総合庁舎増築等建築工事	鉄骨工	鳶・土工基幹技能者	20者中3者 (15%)
	和歌山下津港本港地区防波堤(外)(2)築造工事	床掘工、ケーン据付工、消波ブロック工	海上起重基幹技能者	14者中13者 (93%)
	堺泉北港堺2区岸壁(-7.5m)(耐震)棧橋築造工事	鋼管杭工	海上起重基幹技能者	13者中11者 (85%)
	国道27号和久里橋他1橋上部工事	PC	PC基幹技能者	6者中1者 (17%)
	京都第二外環状道路小泉川橋(下り)工事	PC	PC基幹技能者	8者中6者 (75%)
	大阪府警察第一機動隊庁舎機械設備工事	機械設備工	配管、ダクト基幹技能者	18者中6者 (33%)
	大阪府警察第一機動隊庁舎電気設備工事	電気設備工	電気工事基幹技能者	7者中2者 (29%)
	税務大学校大阪研修所電気設備工事	電気設備工	電気工事基幹技能者	6者中1者 (17%)
	税務大学校大阪研修所機械設備工事	機械設備工	配管、ダクト基幹技能者	4者中1者 (25%)
	大和御所道路出屋敷高架橋PC上部工事	PC	PC基幹技能者	3者中2者 (67%)

※営繕関係においては、基幹技能配置の提案は比較的少ない。技能士の配置を特記仕様書で明記している関係上、提案されないと考える。基幹技能者には地域的な偏りがあることもあり、今後も建設マスター、現代の名工、技能士を含めた試行を実施し、提案の状況を見ることとする。



4. 基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士の評価

2)平成23年度 試行実施状況 (港湾関係)

平成23年4月以降、1件の工事において、試行を実施している。

年度	件名	対象工種	現場技能者	配置提案率
H23	堺泉北港堺2区岸壁(-7.5m)(耐震)栈橋上部工工事	栈橋上部工	鉄筋、型枠、コンクリート圧送基幹技能者	11者中11者 (100%)

堺泉北港堺2区岸壁(-7.5m)(耐震)栈橋上部工工事

- ・ 対象工種 栈橋上部工
- ・ 対象とする基幹技能者 鉄筋、型枠、コンクリート圧送基幹技能者

競争参加者(11者)のうち、11者(100%)の企業から基幹技能者を配置すると提案があった

対象 現場技能者	基幹技能者					
	鉄筋		型枠		CO圧送	
	登録	基幹	登録	基幹	登録	基幹
配置人数	11	0	0	0	11	0
提案者数 (割合)	11者 (100%)	0者 (0%)	0者 (0%)	0者 (0%)	11者 (100%)	0者 (0%)

※技術提案書を提出した 11者に対する割合



4. 基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士の評価

3)H22年度第2回総合評価委員会において、基幹技能者の評価に加え建設マスター、現代の名工、技能士(特級・1級)を評価することを提案し、委員会以降試行を実施している。

試行件数が少ないため、今後も試行を実施し、提案の状況を見ることとする。

年度	件名	対象工種	基幹技能者	建設マスター	現代の名工	技能士	配置提案率
H22	京都第二外環状道路小塩灰方地区改良工事	橋梁下部工	圧接、鉄筋、型枠、 コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、 コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、 コンクリート圧送工	25者中20者 (80%)
	天狗塚堰堤工事	コンクリート堰堤工	圧接、鉄筋、型枠	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、 コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)	9者中4者 (44%)
	東谷流域堰堤群工事	コンクリート堰堤工	圧接、鉄筋、型枠	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、 コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)	8者中5者 (63%)
	大津信楽線35号橋上部工事	鋼橋上部工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工、 鋼構造物	鋼橋の製作、架設	鉄工 (鋼構造物鉄工作業)	11者中3者 (28%)
H23	福知山道路新土師川橋鋼橋上部工事	鋼橋上部工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工、 鋼構造物	鋼橋の製作、架設	鉄工 (鋼構造物鉄工作業)	入札手続中
	大津信楽線33号橋上部工事	鋼橋上部工	橋梁(鋼橋)	橋梁特殊工、 鋼構造物	鋼橋の製作、架設	鉄工 (鋼構造物鉄工作業)	入札手続中
	八洲嶺堰堤補強工事	コンクリート堰堤工	圧接、鉄筋、型枠	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、 コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)	入札手続中
	京都第二外環状道路小泉川橋(上り)工事	PC片持箱桁工	PC、鉄筋、型枠、 コンクリート圧送	橋梁特殊工、コンクリート 工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、 コンクリート工、PC工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、 コンクリート圧送工	入札手続中
	姉川新設橋下部工事	橋梁下部工	鉄筋、型枠、 コンクリート圧送	コンクリート工、鉄筋工	鉄筋工、型枠工、 コンクリート工	型枠施工、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、 コンクリート圧送工	入札手続中

業務における総合評価落札方式について

1. 近畿地方整備局における実施状況
2. 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改定について

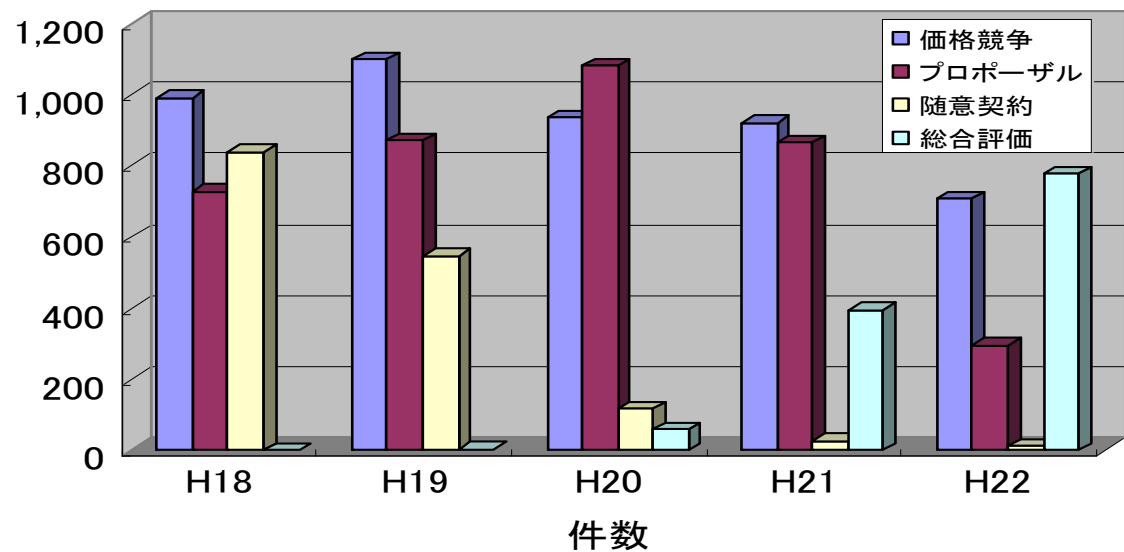


近畿地方整備局



業務発注件数の推移

業務発注件数の推移（港湾空港部除く、単価契約除く）



	H18	H19	H20	H21	H22
価格競争	993	1,101	937	923	708
プロポーザル	729	873	1,081	867	295
随意契約	841	546	119	26	12
総合評価	0	3	59	396	777
合計	2,563	2,523	2,196	2,212	1,792



コンサルタント業務の契約方式

業務の落札者の決定

入札契約方式

☆価格競争

技術的工夫の余地が少ない業務

☆価格＋技術 総合評価落札方式

技術的工夫の余地がある業務

☆技術競争

技術力が要求される業務

☆公募方式

官側より参加要件を提示し参加希望者を募る
参加希望者から提出された参加表明書により業者を選定

※公募型は官報告示
簡易公募型は新聞公告

○公募型競争入札

○簡易公募型競争入札

・参加表明書により入札参加者を10者選定

・最低価格をもって入札した者と契約

・価格評価点＋技術評価点の最も高い者と契約

○公募型プロポーザル

○簡易公募型プロポーザル

・参加表明書により技術提案書提出者を3～5者選定

・技術提案内容のヒアリングにより技術的に最適な者を特定し、随意契約

参加者の選定方法

☆指名方式

官側において、経営状況・業務成績・誠実性・地域特性等を考慮し業者を選定

○指名競争入札

・入札参加者を10者指名

・最低価格をもって入札した者と契約

・価格評価点＋技術評価点の最も高い者と契約

○標準プロポーザル

・選定した5者に対し技術提案書提出を要請

・技術提案内容のヒアリングにより技術的に最適な者を特定し、随意契約



総合評価落札方式における落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、**加算方式**を基本とする。

ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。

加算方式を採用した理由

- 建設コンサルタント業務等の特徴として、業務成果の良否が建設コストや維持管理コストを大きく左右するため、受注者の技術的能力に重点を置いた選定が必要
- 資材購入や下請による労務調達等の割合が大きい工事に比べて、購入・再委託の割合が小さいため、落札率を下げやすい傾向がある



総合評価落札方式における落札者の決定方法

評価値の算出方法

○評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 ~ 1 : 3

(価格評価点 20 ~ 60 点 : 技術評価点 60 点)

○技術評価点の評価項目例

- ・業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
- ・技術提案 : 評価テーマに対する提案
- ・技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
- ・業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績
- ・手持ち業務 : 手持ち業務の金額及び件数

○価格評価点 = $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

○技術評価点 = $60 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$



建設コンサルタント業務における技術評価の考え方

選定・指名 段階の技術 評価	プロポーザル方式 総合評価落札方式	企業の資格・ 実績等	企業の成績・表彰	技術者の資格・ 実績等	技術者の成績・表彰
		10～15%	25～35%	15～20%	35～45%

【プロポーザル方式】
3～5者程度を選定

【総合評価落札方式】
原則10者以上を指名

特定・入札 段階の技術 評価	総合評価落 札方式	プロポーザル方式		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">25%</td> <td colspan="2">75%</td> </tr> <tr> <td>技術者の 資格・実 績等</td> <td>技術者の成績・ 表彰</td> <td>実施方針</td> <td>評価テーマ</td> </tr> <tr> <td>5～10%</td> <td>15～20%</td> <td>12.5～25%</td> <td>50～62.5%</td> </tr> </table>				25%		75%		技術者の 資格・実 績等	技術者の成績・ 表彰	実施方針	評価テーマ	5～10%	15～20%	12.5～25%	50～62.5%
		25%		75%															
		技術者の 資格・実 績等	技術者の成績・ 表彰	実施方針	評価テーマ														
		5～10%	15～20%	12.5～25%	50～62.5%														
標準型	1:3	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">25%</td> <td colspan="2">75%</td> </tr> <tr> <td>価格点</td> <td>技術者の 資格・実 績等</td> <td>技術者の 成績・表 彰</td> <td>実施方針</td> <td>評価テーマ</td> </tr> <tr> <td>5～10%</td> <td>15～20%</td> <td>12.5～25%</td> <td>50～62.5%</td> </tr> </table>				25%		75%		価格点	技術者の 資格・実 績等	技術者の 成績・表 彰	実施方針	評価テーマ	5～10%	15～20%	12.5～25%	50～62.5%	
	25%		75%																
	価格点	技術者の 資格・実 績等	技術者の 成績・表 彰	実施方針	評価テーマ														
5～10%	15～20%	12.5～25%	50～62.5%																
1:2	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">33%</td> <td colspan="2">67%</td> </tr> <tr> <td>価格点</td> <td>技術者の 資格・実 績等</td> <td>技術者の 成績・表 彰</td> <td>実施方針</td> <td>評価テーマ</td> </tr> <tr> <td>7.5～15%</td> <td>18～25.5%</td> <td>15～30%</td> <td>37～52%</td> </tr> </table>				33%		67%		価格点	技術者の 資格・実 績等	技術者の 成績・表 彰	実施方針	評価テーマ	7.5～15%	18～25.5%	15～30%	37～52%		
33%		67%																	
価格点	技術者の 資格・実 績等	技術者の 成績・表 彰	実施方針	評価テーマ															
7.5～15%	18～25.5%	15～30%	37～52%																
簡易型	1:1	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">50%</td> <td colspan="2">50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">価格点</td> <td>技術者の 資格・実 績等</td> <td>技術者の成績・ 表彰</td> <td>実施方針</td> </tr> <tr> <td colspan="2">12.5～25%</td> <td>25～37.5%</td> <td>50%</td> </tr> </table>				50%		50%		価格点		技術者の 資格・実 績等	技術者の成績・ 表彰	実施方針	12.5～25%		25～37.5%	50%	
50%		50%																	
価格点		技術者の 資格・実 績等	技術者の成績・ 表彰	実施方針															
12.5～25%		25～37.5%	50%																



業務品質確保（低入札対策）の概要

低入札の状況

業種区分	H20年度			H21年度			H22年度		
	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率	対象発注 件数	低入件数	低入発生 率
測量	79	26	32.9%	92	22	23.9%	68	21	30.9%
土木関係建設コンサルタント	254	100	39.4%	554	154	27.8%	741	138	18.6%
建築関係建設コンサルタント	3	0	0.0%	3	0	0.0%	4	3	75.0%
地質調査	83	53	63.9%	65	38	58.5%	54	20	37.0%
補償関係コンサルタント	82	18	22.0%	85	23	27.1%	53	22	41.5%
計又は平均	501	197	39.3%	799	237	29.7%	920	204	22.2%

※価格競争のうち予定価格が1000万円を超える業務（港湾空港部を除く）



品質確保のための低入札対策

対策		対策の内容
発注者の対策	業務内容の明確化 特記仕様書の充実	・具体的な数量の明示 ・明確な業務内容の明示
	見積もり採用時の歩掛明示	・参考見積書を使用した場合は、総人工数を参考資料として提示
受注者の対策	成績により、業務実績を制限	・低入札業務は成績評定が70点未満は企業の実績として認めない・通常業務でも、成績評定が65点未満は企業としての実績を認めない・成績評定が65点未満の業務は技術者の実績として認めない
	低入札価格調査	・低入札業者に対して、理由・積算内訳・実施体制等について調査を行い、契約相手方とするかどうかを決定する
	完了時コスト調査	・業務完了後、業務原価調査を行い、官の積算内訳と比較して、低価格で履行可能な理由を把握する
	著しい低入札業務の詳細調査	著しい低入札は、低入札価格調査時に過去に実施した同様の業務のコスト実績を求める
	第三者照査	照査を行う低入札業務については、発注者の承諾した第三者による照査を義務づける
	表彰制限	低入札業務は優良業者表彰の対象外とする
	手持ち業務量の制限を強化	管理技術者の手持ち業務量を半分に制限（適用：H21.10.13～）
	調査基準価格の見直し	低入札価格調査対象範囲の拡大（適用：H22.4.1～）
	履行確実性の評価	履行確実性の確認のため資料提出を求め、ヒヤリングを行う（適用：H22.6.21～）

◆総合評価落札方式の低入札業務においては業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、技術提案内容が適正に履行されないおそれがある。



◆当分の間、技術提案の評価項目に「**履行確実性**」を加えて**技術評価を試行実施**

※建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について

(平成22年4月27日国土交通省大臣官房技術調査課長通達)

◆対象業務

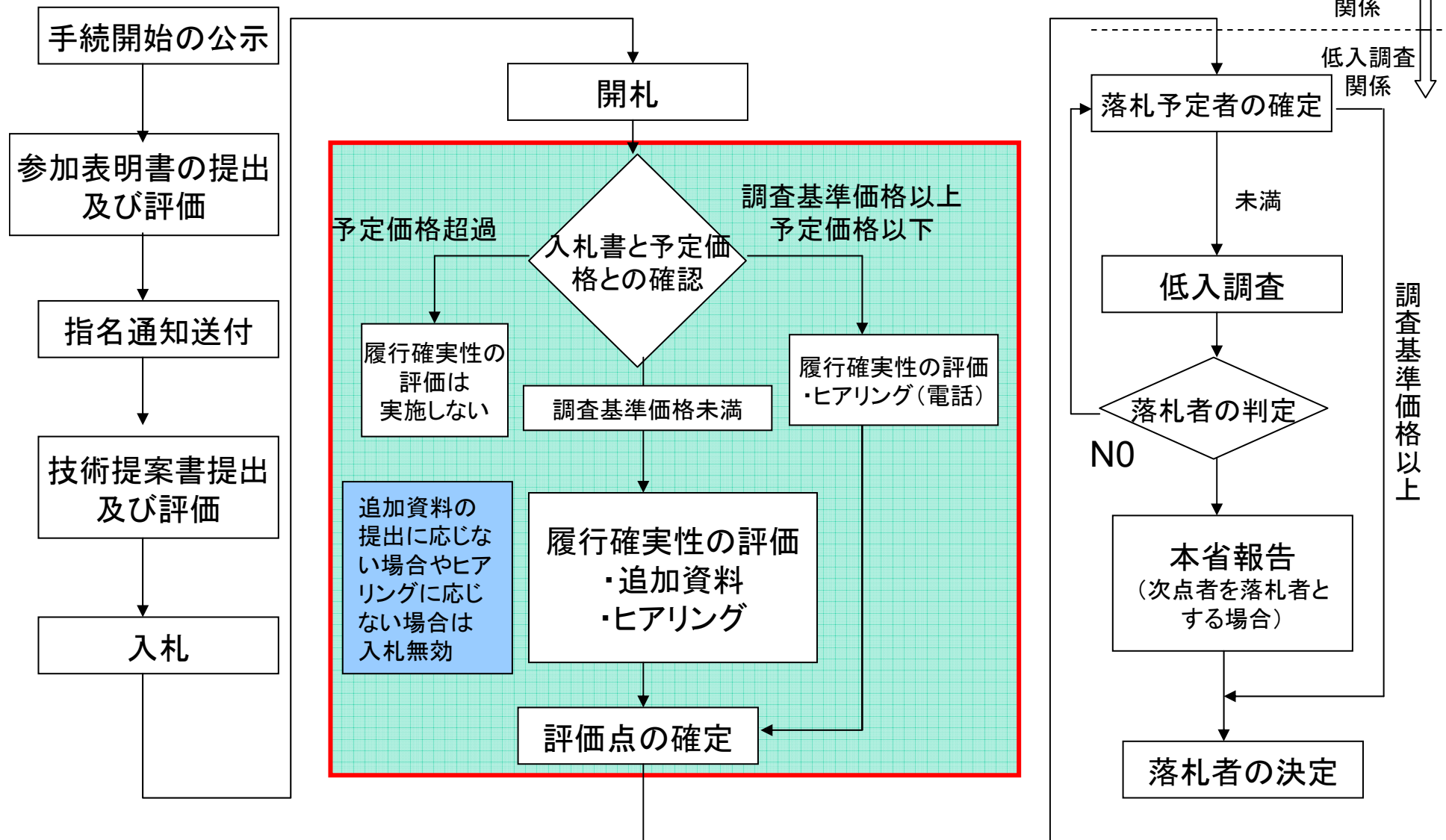
・**総合評価落札方式による予定価格が1千万円を超える業務**

◆適用

平成22年6月21日以降に入札手続を開始する業務

総合評価落札方式「履行確実性」を加えた技術評価試行

審査・評価フロー





総合評価落札方式「履行確実性」を加えた技術評価試行

◆技術評価点の算出方法

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針など
- ③ 評価テーマに対する技術提案
- ④ **技術提案の履行確実性度**（5段階評価 1.00、0.75、0.50、0.25、0.00）

技術評価点 = 技術評価点の配点(60点) × (① + (② + ③) × ④) / (技術評価のウエイトの合計)

価格点	① 予定技術者の経験及び能力資格・実績・成績・表彰等	② 実施方針	③ 評価テーマ
-----	----------------------------	--------	---------

④を乗じる

価格評価点	技術評価点 満点60点
-------	-------------



「履行確実性」を加えた技術評価試行の実施状況

●平成22年度

対象件数* ¹	うち審査対象 業務数* ²	審査対象 会社数	うち辞退	うち審査実施	
					うち落札者
104件	44件	123社	117社	6社 (6件)	0

*1 総合評価落札方式で予定価格が2千万円を超える業務

*2 調査基準価格以下の応札があり資料提出を要請した業務

●平成23年度(5月末までに契約した業務)

対象件数* ¹	うち審査対象 業務数* ²	審査対象 会社数	うち辞退	うち審査実施	
					うち落札者
381件	68件	102社	85社	17社 (17件)	0

*1 総合評価落札方式で予定価格が1千万円を超える業務。但し、平成23年3月31日までに入札手続きを開始した業務は2千万円を超える業務。

*2 調査基準価格以下の応札があり資料提出を要請した業務



主なガイドラインの改定案の内容（共通）

○共通事項

- 標準的な発注方式事例の見直しを行い、ガイドラインに新たに追加
- プロポーザル方式の技術者評価型においては、標準的な発注方式事例の見直しに併せて削除。
- プロポーザル方式の選定の考え方に「予定価格の算出に当たって標準的な歩掛がなく、その過半を見積もりを活用する」を追記。
- 設計共同体の活用として、「原則として設計共同体の参加可能とする」及び「異業種JVも参加可能とする」旨、明記。あわせて参考見積の取扱いについて明記。
- 建設コンサルタント業務等における入札手続きの際、同種業務・類似業務の実績を、参加要件及び特定・入札段階の技術評価に活用しているが、取扱いについて発注機関毎に差異が見られることから、同種・類似業務の基本的な考え方について明記。また、業務分野毎に、個々の業務内容に応じた同種・類似業務の取扱事例を追加。
- 技術提案書について、評価テーマごとにA4・1枚としていたものを、業務内容に応じてA4・2枚まで可能とする。
- プロポーザル方式における公示文及び業務説明書例を追加
- その他、現行ガイドラインの原文についてもわかりやすい構成、表現ぶりに修正。



主なガイドラインの改定案の内容(土木)

○土木関係建設コンサルタント業務等

1 . 技術者資格の追加

➤ 技術力を有する技術者を適正に評価するために現行の技術士、RCCM等に追加して、土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士を業務に応じて評価。

2 . 企業・技術者の成績・表彰の適用年数の改定

➤ 企業・技術者の成績・表彰の適用年数の適正化を図るために以下の改定を行う。

	成績	表彰
技術者	同種・類似業務を対象とし、過去2～3年	地方整備局発注業務を対象とし、過去10年
企業	一般競争参加資格の業種区分を対象とし、過去2～3年	地方整備局発注業務を対象とし、過去10年



	成績	表彰
技術者	同じ業種区分※1の業務を対象とし、過去4年(最大8年)	同じ業種区分※1の地方整備局発注業務を対象とし、過去4年(最大8年)
企業	同じ業種区分※1の業務を対象とし、過去2年(最大4年)	同じ業種区分※1の地方整備局発注業務を対象とし、過去2年(最大4年)

※
補償

3 . 表彰の評価に関する改定

➤ プロポーザル方式で発注される業務のうち、他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務においては、他地整の表彰も当該地整の表彰と同等に評価する。

➤ 各地整に共通する業務を代表地整が発注する場合の技術評価(総合評価方式による場合を含む)においても、他地整の表彰も当該地整の表彰と同等に評価する。



主なガイドラインの改定案の内容（建築）

○建築関係建設コンサルタント業務

1. 評価項目及び評価のウェイトについて

実施方針及び評価テーマに対する技術提案を重視し、以下の見直しを行う。

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、従前、評価項目としていた**配置予定技術者の経験年数について、今後は評価を行わない**。
- プロポーザル方式における**特定段階**及び総合評価落札方式における**入札段階**において、従前は管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者を評価していたが、今後は管理技術者及び主任担当技術者について評価し、**担当技術者については評価を行わない**。
- プロポーザル方式（特定段階）及び総合評価落札方式（入札段階）において、**実施方針及び技術提案等の配点割合を高くする**。

2. 同種又は類似業務の評価方法について

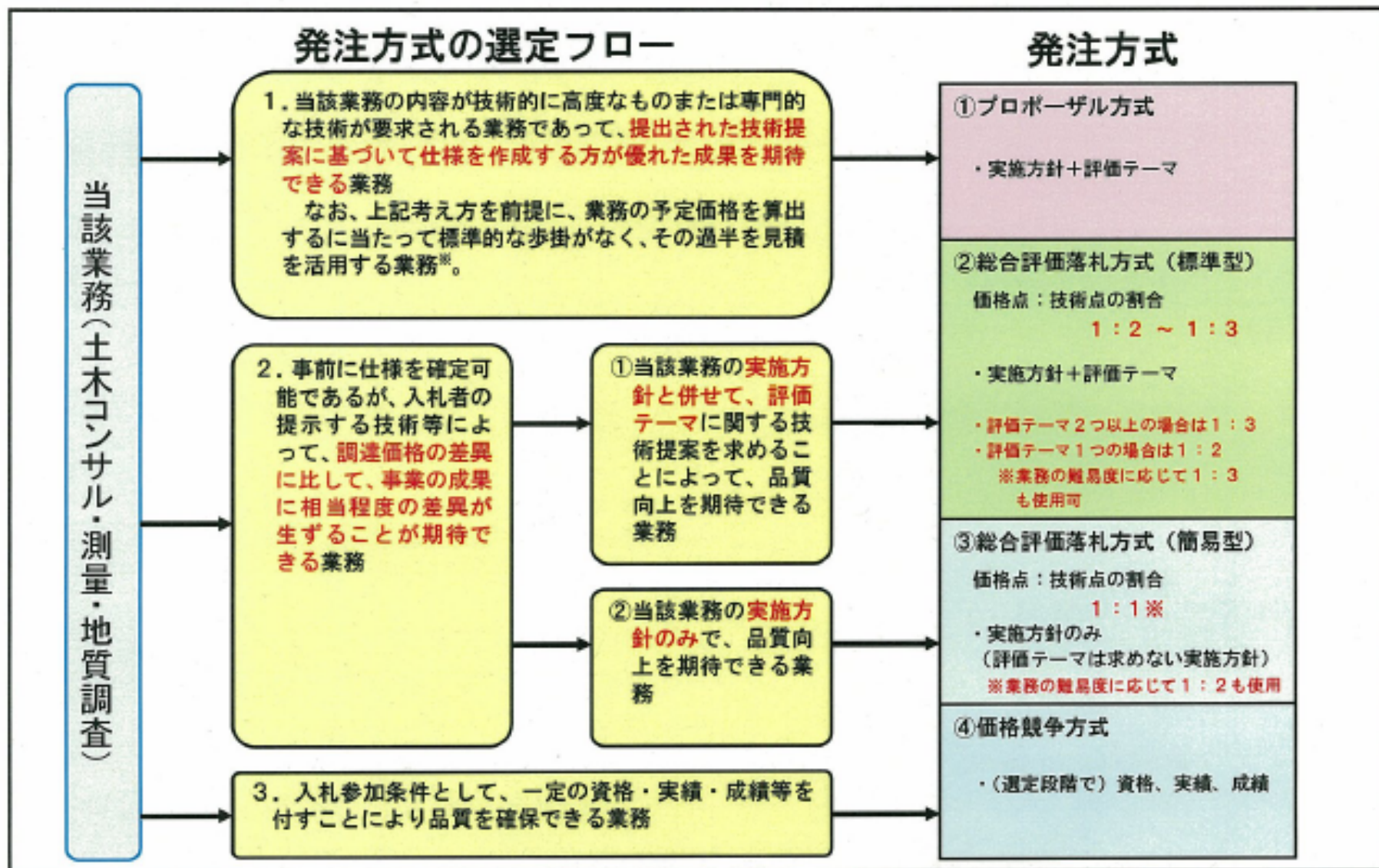
- 各配置予定技術者につき、**評価対象実績件数を1件（提出も1件）**とする。（従前：最大3件）
- 類似業務について、従来より高く評価する。
（従来：同種 1.0 類似 0.3 ⇒ 改正案：同種 1.0 **類似 0.5**）
- 管理技術者の実績の評価において、主任担当技術者及び担当技術者の立場での実績を**従来より高く評価**する。
- 主任担当技術者の実績の評価において、担当技術者の立場での実績を**従来より高く評価**する。
- 協力事務所の立場で実施した業務についても実績として同等に評価することを原則とする。

3. 成績評定の評価対象業務について

- **国土交通省官庁営繕部、各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課等**他機関の成績評定についても相互利用する機関名を追記し、評価する。



発注方式の選定フロー



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる



標準的な業務内容に応じた発注方式事例(河川)





標準的な業務内容に応じた発注方式事例(道路)





同種・類似業務の取扱事例(道路)

実績として評価する業務 発注対象業務		道路計画		環境調査		交通量調査		景観		道路設計				構造物設計				トンネル		防災		点検		資料作成				
		道路網整備計画検討	道路・交通等現況分析	交通需要予測検討	PIプロセス・社会実験実施	事業評価	整備効果分析検討	環境アセスメント	環境基礎調査(文献・現地調査等)	環境調査(常時観測等)	交通量観測	道路・橋梁等構造物景観設計	道路概略設計(路線比較検討、最適路線選定)	道路予備設計(中心線決定)	交通安全・渋滞対策等検討	道路予備設計(用地幅決定)	道路詳細設計	交差点設計(一般)	構造物予備・補修設計(大型、特殊)	構造物予備設計(一般)	構造物詳細設計(大型、特殊)	構造物詳細・補修設計(一般)	交差点設計(立体交差)	トンネル設計	防災対策検討	定期点検、緊急点検	定期点検結果の診断	各種資料作成
道路計画	道路網整備計画検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
	道路・交通等現況分析	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
	交通需要予測検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
	PIプロセス・社会実験実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
	事業評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
	整備効果分析検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
環境調査	環境アセスメント	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
	環境基礎調査(文献・現地調査等)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
交通量調査	環境調査(常時観測等)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
	交通量観測	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
景観	道路・橋梁等構造物景観設計									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	道路概略設計(路線比較検討、最適路線選定)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路設計	道路予備設計(中心線決定)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	交通安全・渋滞対策等検討									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	道路予備設計(用地幅決定)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	道路詳細設計									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	交差点設計(一般)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物設計	構造物予備・補修設計(大型、特殊)										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	構造物予備設計(一般)										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	構造物詳細設計(大型、特殊)										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	構造物詳細・補修設計(一般)										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
トンネル	交差点設計(立体交差)										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	トンネル設計										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
防災	防災対策検討										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	定期点検、緊急点検											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
点検	定期点検結果の診断											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	各種資料作成	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

- ◎: 同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価
- : 類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価
- : 類似業務として評価

業務等における
プロポーザル方式
及び総合評価
落札方式の運用
ガイドラインの改定
について

P参考-243

平成22年度
総合評価方式実施結果

平成22年度総合評価実施状況

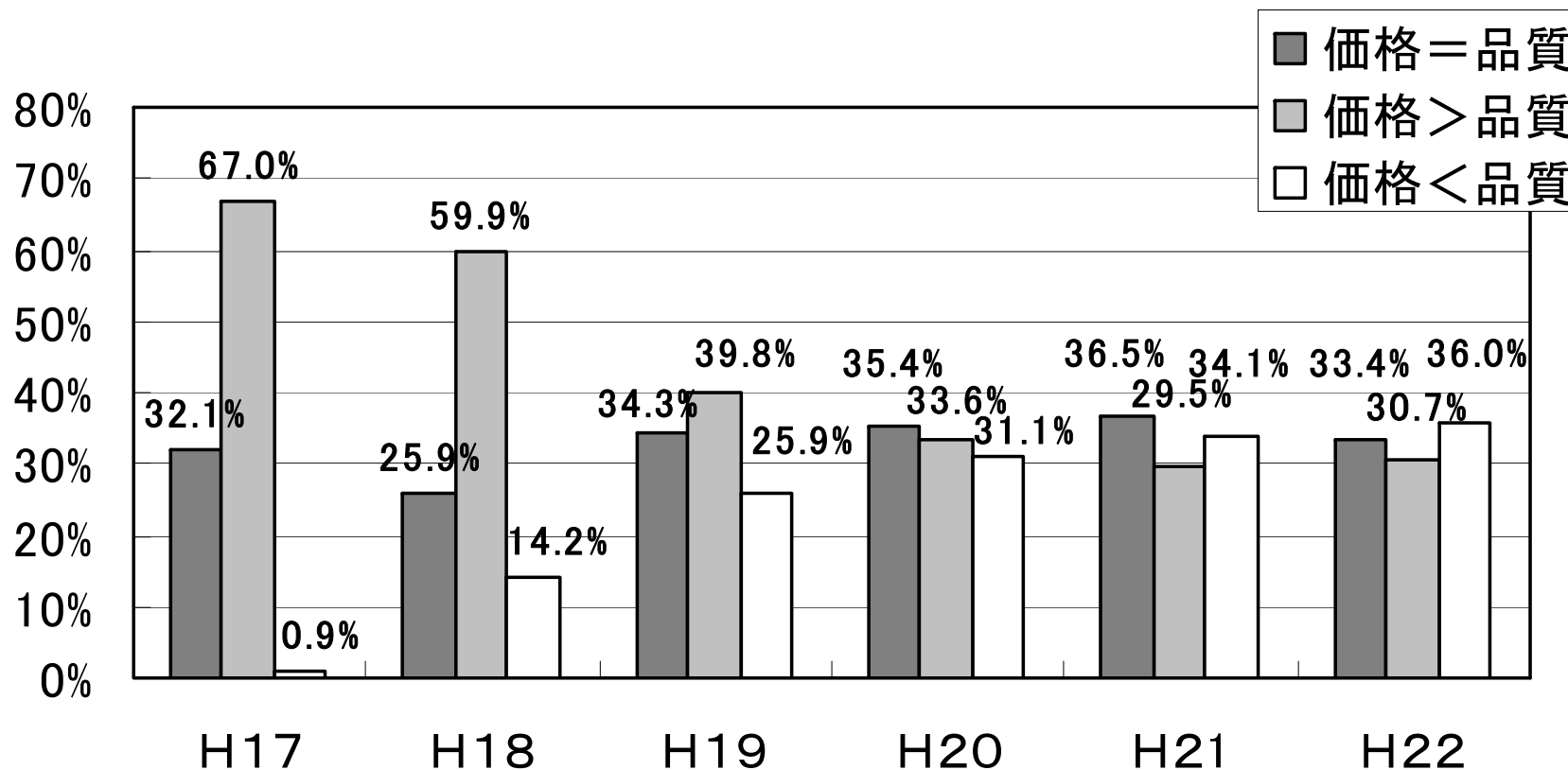
	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総合評価件数	123	693	1,235	1,368	1,273	1,082
総合評価金額 (百万円)	82,300	151,600	235,896	276,956	168,226	144,300
総合評価実施率 (金額ベース、%)	41.5	88.8	99.6	99.9	99.9	99.9

※随意契約を除く

※ H23.3.31時点

総合評価発注における落札者の加算点と価格について

年度別落札者の加算点と落札価格について

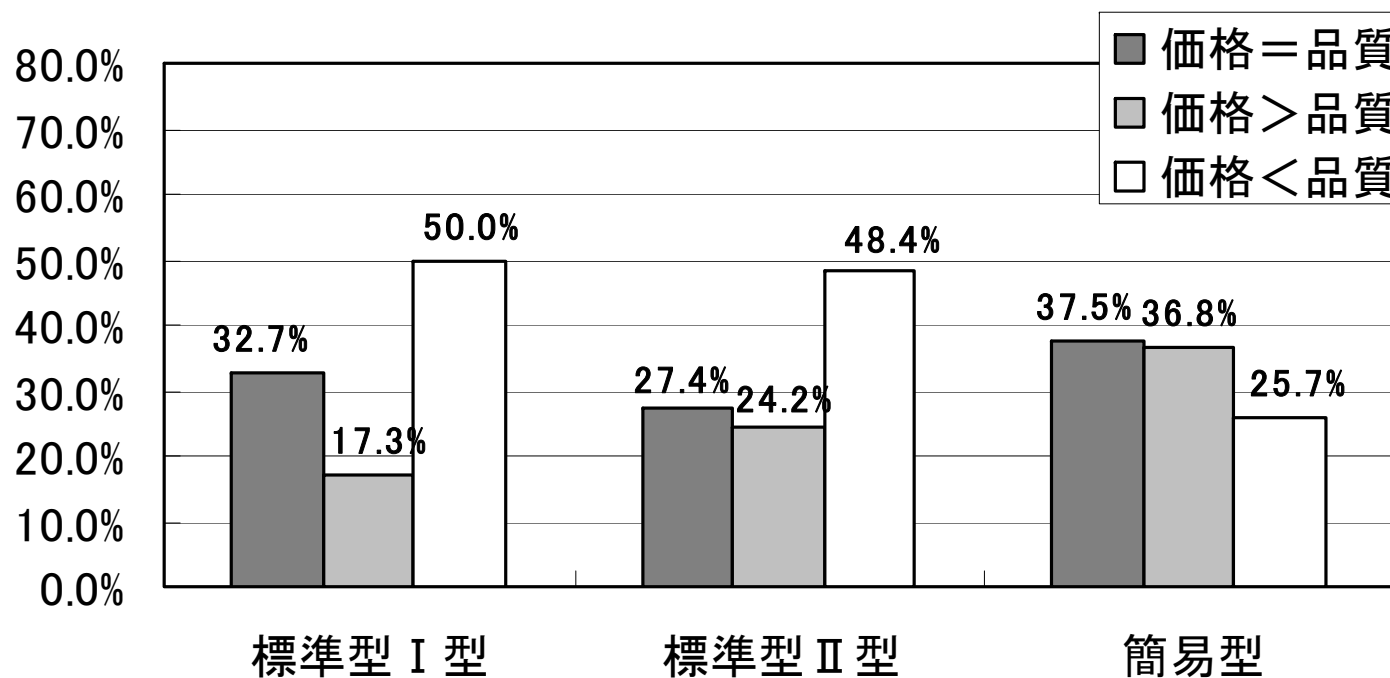


※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H23.3.31時点

総合評価発注における落札者の加算点と価格について

平成22年度総合評価方式別落札者の加算点と価格について



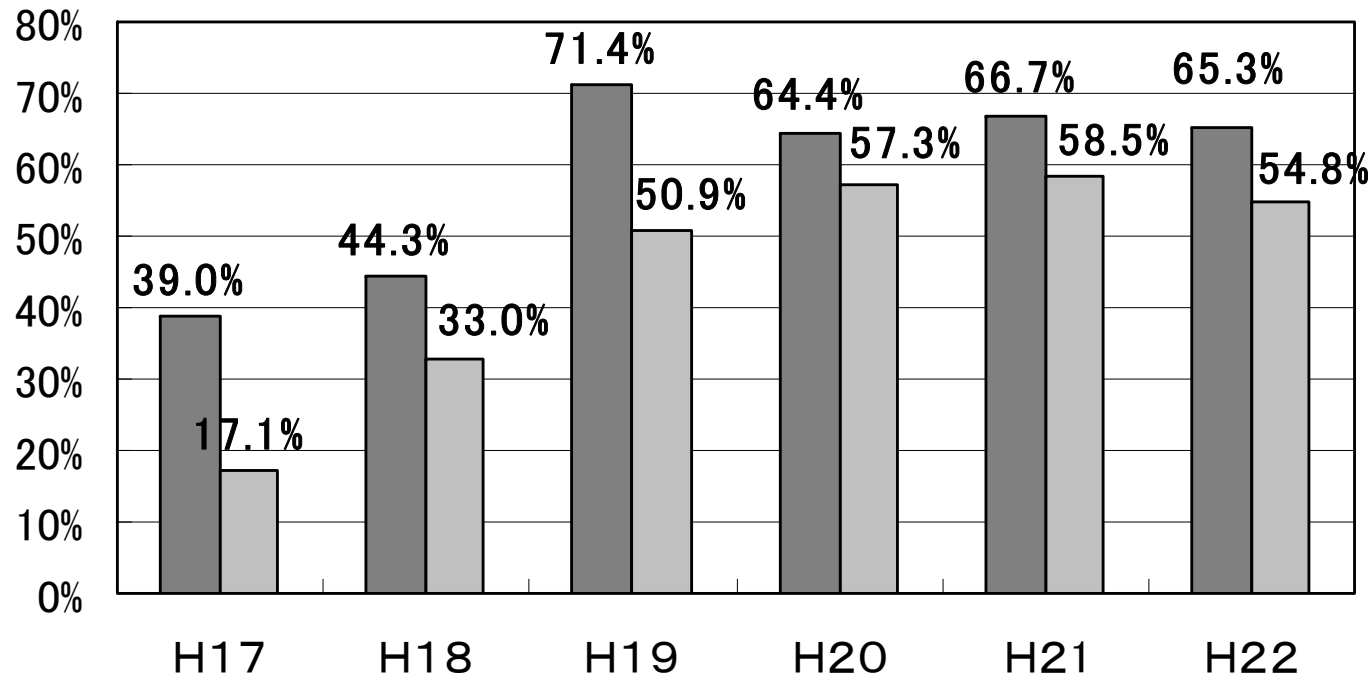
※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H23.3.31時点

総合評価発注における加算点1位の落札割合

H17~H21	標準型 I 型
	標準型 II 型、簡易型
H22	標準型 I 型、II 型
	簡易型

加算点1位の業者が落札した割合

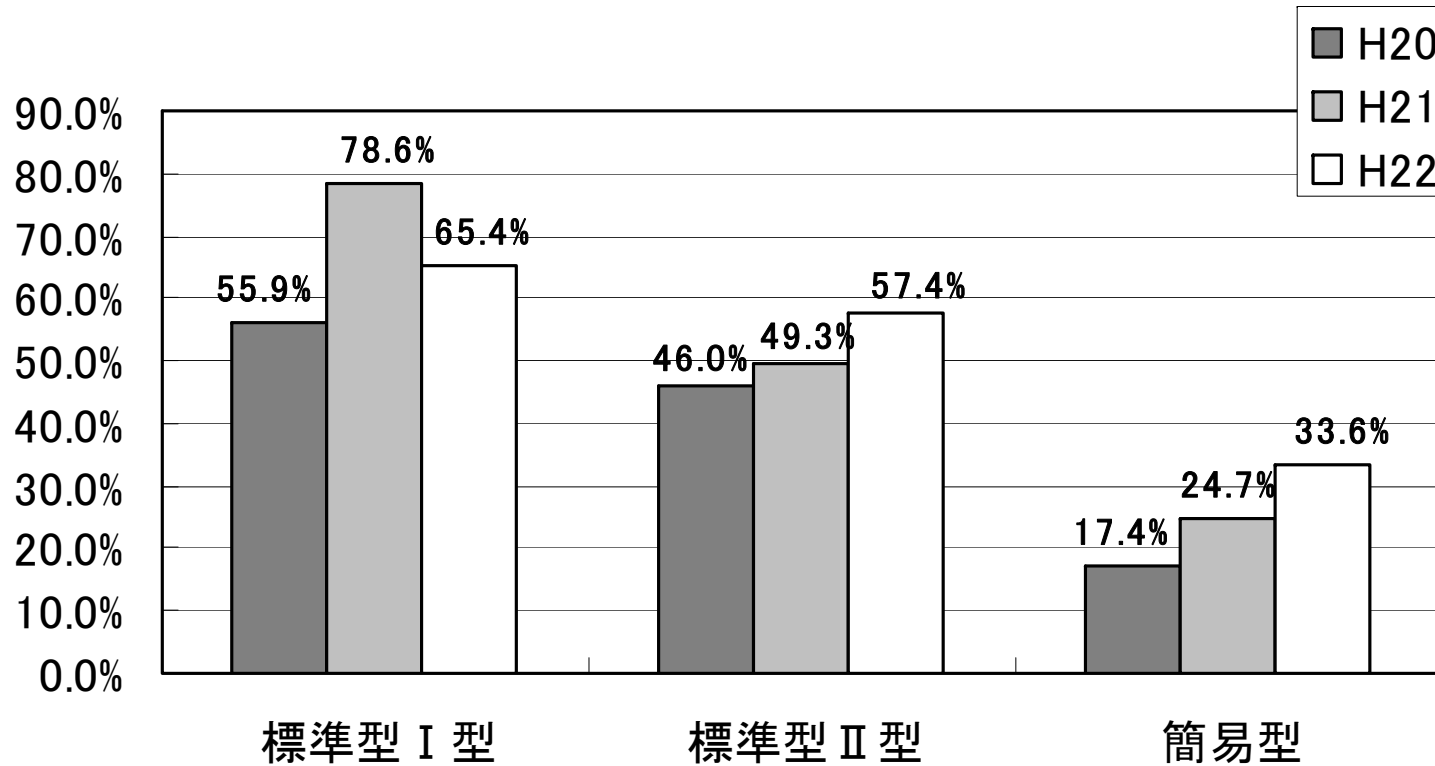


※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H23.3.31時点

総合評価発注における価格点1位以外の落札割合

総合評価発注における入札価格1位以外の落札割合

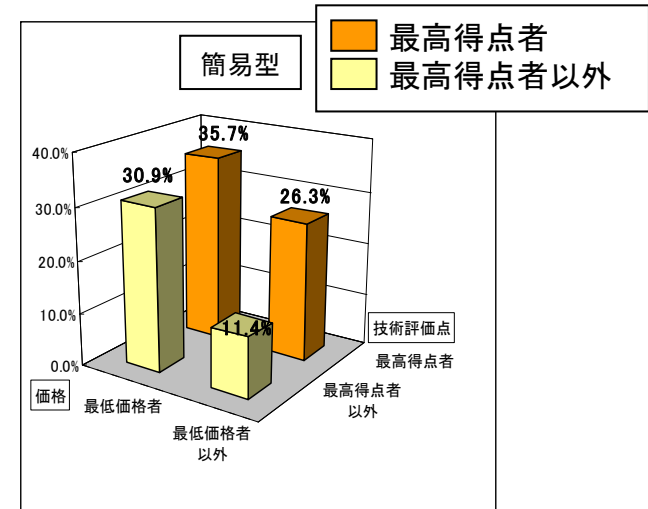
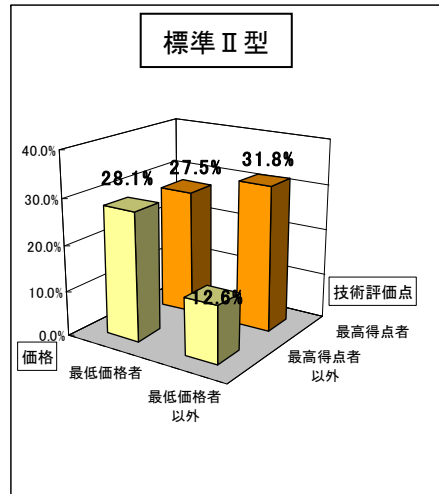
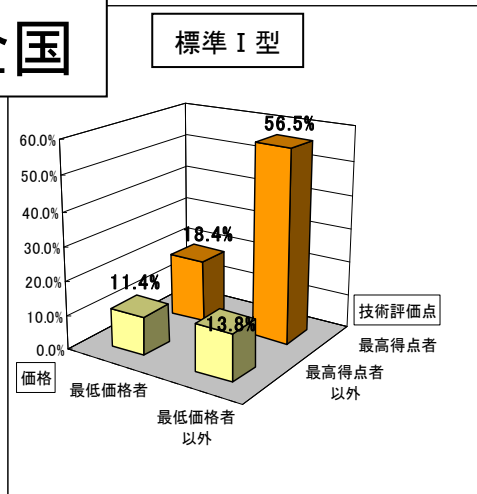


※1社応札及び予定価格内1社を除く

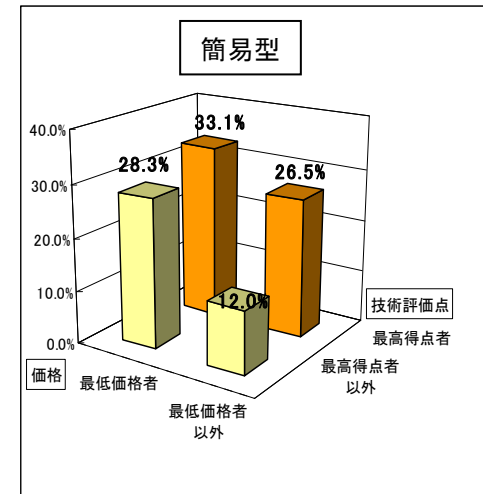
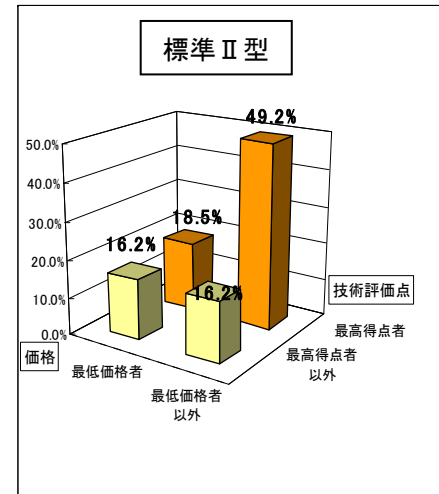
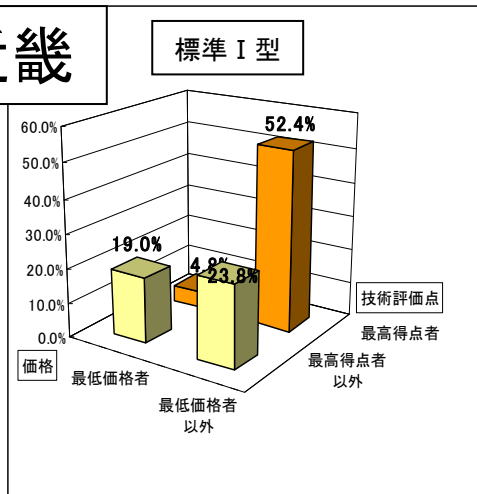
※ H23.3.31時点

総合評価発注における落札割合

H21全国



H22近畿



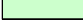


※全国との比較のため主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部)としている
 ※1社応札及び予定価格内1社を除く
 ※ H23.3.31時点

総合評価発注における価格点1位以外の落札割合

平成22年度総合評価による落札結果（標準Ⅰ型）

落札者の入札価格順位と加算点順位

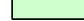


加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	10 (19.2%)	4 (7.7%)	4 (7.7%)	18 (34.6%)
2位	5 (9.6%)	3 (5.8%)	1 (1.9%)	9 (17.3%)
3位以下	18 (34.6%)	3 (5.8%)	4 (7.7%)	25 (48.1%)
計	33 (63.5%)	10 (19.2%)	9 (17.3%)	52

 価格=品質 =17/52=32.7%
 価格>品質 =9/52=17.3%
 価格<品質 =26/52=50.0%

平成22年度総合評価による落札結果（標準Ⅱ型）

落札者の入札価格順位と加算点順位

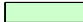
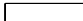
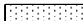
加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	58 (20.9%)	41 (14.8%)	19 (6.9%)	118 (42.6%)
2位	55 (19.9%)	14 (5.1%)	7 (2.5%)	76 (27.4%)
3位以下	69 (24.9%)	10 (3.6%)	4 (1.4%)	83 (30.0%)
計	182 (65.7%)	65 (23.5%)	30 (10.8%)	277

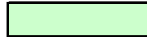
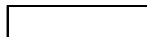
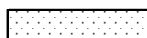
 価格=品質 =76/277=27.4%
 価格>品質 =67/277=24.2%
 価格<品質 =134/277=48.4%

平成22年度総合評価による落札結果（簡易型）

落札者の入札価格順位と加算点順位

加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	128 (31.6%)	71 (17.5%)	70 (17.3%)	269 (66.4%)
2位	49 (12.1%)	20 (4.9%)	8 (2.0%)	77 (19.0%)
3位以下	45 (11.1%)	10 (2.5%)	4 (1.0%)	59 (14.6%)
計	222 (54.8%)	101 (24.9%)	82 (20.2%)	405

 価格=品質 =152/405=37.5%
 価格>品質 =149/405=36.8%
 価格<品質 =104/405=25.7%

	価格=品質
	価格>品質
	価格<品質

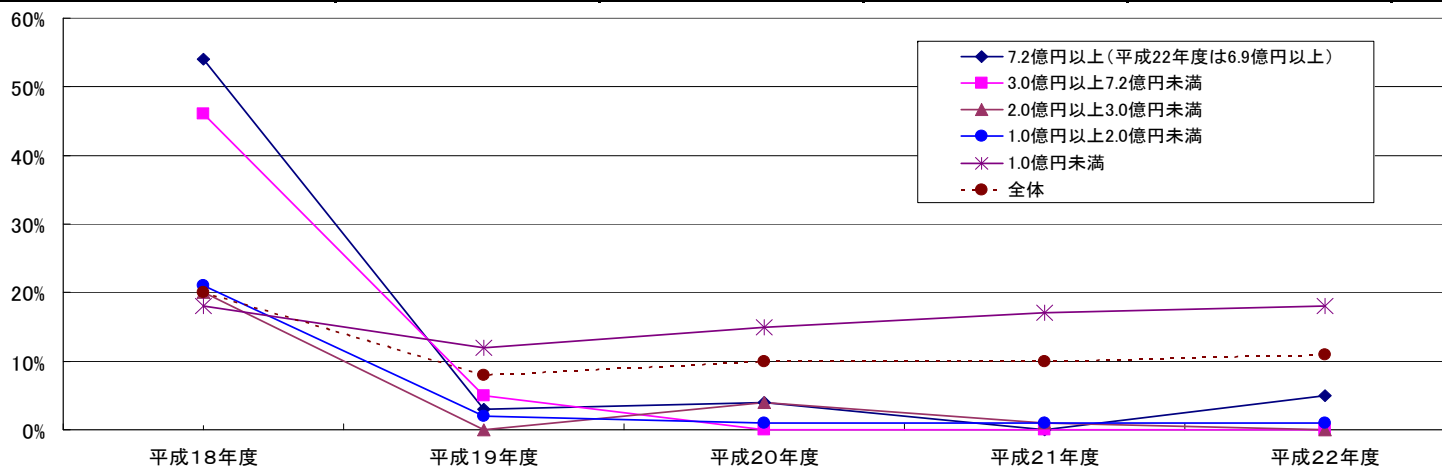
※1社応札及び予定価格内1社を除く
 ※ H23.3.31時点

近畿地方整備局における低入札の状況

平成18年度から平成22年度までの発注件数に占める低入札の状況

※ 港湾空港部を除く

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度						
	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数					
7.2億円以上(平成22年度は6.9億円以上)	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	73	0	0%	30	1	5%	19
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	61	0	0%	41	0	0%	40
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169	1	1%	141	0	0%	135
1.0億円以上 2.0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	282	4	1%	291	1	1%	205
1.0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	751	120	17%	721	114	18%	625
(0.6億円未満)										(114)	(22%)	(527)	(110)	(25%)	(444)
計	257	20%	1,299	99	8%	1,251	129	10%	1,336	125	10%	1,224	116	11%	1,024



「施工体制確認型総合評価落札方式」の採用により、平成19年度以降、全体件数に占める低入札の割合は減少し、その後ほぼ横ばいであるが、施工体制確認型が適用されない1億円未満では、増加傾向であった。平成21年度から施工体制確認型の適用を予定価格6千万円以上の全工事に引き下げた結果、6千万円以上1億円未満では2%~3%程度で(平成21~22年度)しており、適用外である6千万円未満においては22%~25%(平成21~22年度)と依然高い状況となっている。